

北海道教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

25市町村に3年を目安に委託し、3年後には市町村が独自に取り組むことができるようにするとともに、新たな市町村に委託を行い、全道的な拡充に努める。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スクールソーシャルワーカーを配置している市町村においては、効果的な活用を図るため、各学校や保護者向けの啓発資料を工夫して作成・配付しており、全道連絡協議会において、こうした啓発資料や具体的な活用の方策について協議した。

（4）勤務形態

原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており年間で平均125日程度の勤務が行われている。

（5）職務内容

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動

（6）その他

34名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、社会福祉士、精神保健福祉士、教員OB等が中心である。有資格者の配置拡充に向け、関係団体等との連携に努めている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

ビジョンの策定に当たっては、活用や配置のねらい、職務内容、教育相談に当たっての配慮事項を掲載し、リーフレットや市町村教育委員会のwebページにより周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

① 全道連絡協議会の開催

市町村の推進サポート及び協働体制を確立するため、年2回の全道連絡協議会を開催し、市町村の担当者等と事業実施上の工夫について協議を行っている。この中で、担当者が各学校を訪問してニーズを把握したり、校長会等と連携してスクールソーシャルワーカーの普及啓発を図ったりするなど、効果的な実践事例について交流し、各市町村における事業の充実を図っている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

① エリア・スーパーバイザーの配置

本道の広域性に鑑み、7つのブロックに分け、各ブロックにエリア・スーパーバイザーを配置し、事業実施市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー及び道立学校から相談を受け、必要に応じ援助を行うとともに、定期的に研修を実施する等、適切な指導・援助を行う。

② 地区別研修会の開催

全道を7つのブロックに分け、具体的な事例（特にハードケース）について、事例研究等を実施するなどして、市町村に対する指導・助言を行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- ・当該児童（小1）は、入学当初から欠席が多く、空腹から菓子を万引したことがあるなど、規範意識が十分に身に付いていなかった。学校では、他の児童に対して暴力をふるったり、担任の指導に対して反抗的な態度をとったりするなどの様子が見られた。
- ・ケース会議において、当該児童の問題の背景に、家庭の経済状況や保護者の養育態度など様々な問題が複雑に絡んでいるため、母親や祖父母への支援の充実が必要であることを確認した。
- ・スクールソーシャルワーカー、家庭相談員、保健師が連携して家庭訪問を行い、専門的な助言を通して家庭環境の改善に向けた支援を充実するとともに、民生委員とサポートセンターに対し、地域全体で当該児童の家庭を見守る体制を整備するよう依頼した。
- ・当該児童は、他の児童への暴力行為がなくなり、生活態度も少しずつ安定してきた。

【事例2】 ①不登校 ⑧教職員との関係の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

- ・当該生徒（中1）は、中学校進学後の環境の変化から、授業に集中できなくなった。また、気持ちをコントロールできず教師に暴力をふるう様子が見られた。医療機関においてADHDと診断された。
- ・ケース会議において、当該生徒や家庭環境、学校の問題などを共有するとともに、保護者や医療機関との密接な連携を図って対応を進めることを確認した。
- ・職員会議において、ケース会議の概要を報告し、ケース会議のメンバー以外の教職員の共通理解を図った。また、スクールソーシャルワーカーが、校内研修において、ADHDの事例に関する資料提供を行うなどして、当該生徒への指導方針等を全教職員が共有し指導の改善に取り組んだ。
- ・当該生徒は、落ち着きを取り戻し、集中して学習に取り組むことができるようになった。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーを活用することにより、学校と関係機関との連携が促進され、これまで学校だけでは解決が困難であった事例等についての前向きな取組が数多く進められている。

その結果、スクールソーシャルワーカーを配置している市町村において、指導の結果登校する、又はできるようになった不登校児童生徒の割合が、高くなってきている。

（2）今後の課題

本事業を実施していない市町村教育委員会及び市町村立学校に対し、スクールソーシャルワーカーに対する理解やその有効性等について、一層の周知・徹底を図る必要がある。

また、本事業を活用している市町村教育委員会及び市町村立学校に対しても、効果的なスクールソーシャルワーカーの活用について理解を促し、問題を抱える児童生徒に対する迅速かつ適切な支援を進めていく必要がある。

岩手県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内4教育事務所に9人のスクールソーシャルワーカー（以下SSWと略す）を配置した。各教育事務所は、市町村教育委員会の求めに応じ、各教育委員会及び管下の各学校等に駐在させた。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

岩手県立大学社会福祉学部並びに岩手県社会福祉士会と連携し、適宜助言をいただきながら運用している。

（4）勤務形態

年間35週以内、週当たり8時間以内

（5）職務内容

岩手県スクールソーシャルワーカー配置要項において、任務内容として以下の通り定めている。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等への研修活動

（6）その他

- ア SSW配置の具体 盛岡教育事務所：3人，中部教育事務所：3人，県南教育事務所：2人，沿岸南部教育事務所：1人
- イ SSWが有する資格等 社会福祉士3人、教員免許6人（退職教員6人）、精神保健福祉士1人
- ウ SSWを任用するにあたっての工夫 各地域のニーズをふまえつつ意義のある活動を展開するため各教育事務所単位でその地域の実情等をよく理解し、実効性のある活動ができる人材を探して依頼している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」については策定していない。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

各教育事務所が市町村教委に連絡し、市町村や学校現場のニーズに応じた人材を探すこととしている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ア 県教育委員会は、SSWに対し、必要に応じて適切な指導・援助ができる支援チーム（スーパーバイザー）を設置する。平成23年度は大学教員、社会福祉士、現職学校長の3名に委嘱した。
- イ 支援チームは連絡協議会に参加し、指導・助言を行う。
- ウ 支援チーム会議では、支援チームを講師として、各SSWから上げられた支援ケースや相談事項を検討し助言する。会議は年4回開催するものとし、うち2回は連絡協議会を兼ねる。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈平成22・23年度の2年間関わった中学校3年女子A子の不登校事例〉

ア 家庭環境

両親共に養育能力低い。特に母親は知的障害、父は自営業で収入が不安定である。

イ 概要

小学校3年から登校しぶり、6年～中学校1年1学期までは登校したが、2学期から不適応傾向を示す。

ウ 支援の経過

・22年5月支援会議から、社会との関わりが無い母親に支援の焦点を当て、徐々にA子と関わるように方針を決定。
【ケース会議】 【児童福祉課との連携】

・市の福祉課保健師と養育の相談について連携を取り合い、SSWが福祉課との橋渡しをして母親への障害者年金の受給が決定。
【学校・家庭・関係機関との連携をコーディネート】

・週2～3回の家庭訪問から、A子は教育委員会の適応指導教室通所、定期テストにもチャレンジし始める。
【ケース会議】 【自立し始めたA子の動きを支援】

・23年度はA子の進学を考えて別室登校を促す。5月後半から、別室登校2時間位の学習（月3～4回のペース）が始まり、定期テストも受け9回の別室登校。10月修学旅行に参加。
【家庭と学校のつながりを支援】

・進路を定時制高校に決めたが、自己アピールカードを書くことが出来ず、進路の話拒むようになる。そして高校入試の願書を1校も提出することができなかった。A子を何とか高校に繋げたいと考えて説得し、通信制の高校への通学方法を話し合い、両親や学校にもその事を伝え高校受検の運びとなった。

【家庭と学校のつながり支援】

エ その後

通信制の高校に入学してから2回ほど会っているが、今のところ欠席せずに登校している。A子の可能性を信じ、諦めずに高校進学に繋げた事は良かったと思うと同時に、中学校で切るのはなく高校に繋げることで、A子の可能性を広げることができたと信じている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度のSSWの活用状況については、SSWによる支援件数145件のうち、「問題が解決」が12件(8.3%)、「支援中であるが好転」が27件(18.6%)であった。支援活動が長期に及ぶケースが増えており、ケースによっては社会福祉の専門的技術が求められるものもある。関係機関との連携について、平成23年度に計上されたのは110件に上るが、そのうち「児童家庭福祉の関係機関」が37件、「保健・医療の関係機関」が32件と、児童家庭福祉と保健・医療の関係機関における連携を合わせると69件(62.7%)であった。SSWに期待される支援のあり方として、岩手県においては、これら児童家庭福祉や保健・医療との連携が大きくなってきていることが明確になった。

(2) 今後の課題

(1)を踏まえ、SSWを各地域で有効に活用するためには、地域の実情を理解しているのみならず、社会福祉制度にも精通し、これを学校現場で応用できる人材を発掘し、積極的に活用していくことが重要である。今後、社会福祉士等の専門的人材を積極的に活用していく方向である。

宮城県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

震災の影響も含め、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校、地域などの様々な環境改善に向けて、子どもの置かれている状況を把握しながら、関係機関（学校、家庭、児童相談所、福祉事務所等）との調整・連絡を図り、問題を抱える児童生徒の支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

- ・ スクールソーシャルワーカーの配置を希望する13市町に対して、各1名を配置した。
- ・ 県教育委員会、各市町教育委員会、精神保健福祉士会等と連携し、地域の実情に応じてスクールソーシャルワーカーが適切に活用されるよう配置した。巡回型1市、派遣型6市町、拠点校型6市町。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 「スクールソーシャルワーカー活用事業」運営協議会の開催（年2回）
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会の開催（年1回）

（4）勤務形態

- ・ 週1～2日。1日4～5時間程度。

（5）職務内容

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援（ケース会議の設置）
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教員等への研修活動

（6）その他

- ・ 配置人数 13市町に13名を配置（うち有資格者8名）
- ・ 主な資格 精神保健福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定は行っていない。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 本事業の円滑な実施を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事業」運営協議会を年2回（6月、2月）開催し、事業の在り方等について情報交換、研究・協議を行った。
- ・ 運営協議会の構成：学識経験者、社会福祉士、臨床心理士、教育（地域）事務所担当指導主事、社会教育関係者、児童福祉行政関係者、スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会担当者

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 運営協議会により、各層からスクールソーシャルワーカーの活用等について意見を聴取し、事業に反映させた。運営協議会委員長に学識経験者を依頼し、事業についての指導助言をいただいた。
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会においては、日程を2日間設定し、参加者がより参加しやすい日程を選び受講できるような体制をとった。少人数体制で事例研究を充実させ、質の向上を図った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑪その他（震災）

改善事例の概要

● 震災後生活環境の変化から奇声をあげ暴れるようになったA男への対応事例（小3男子）

- ・ 幼児期に多動傾向があったが、現在、学校では問題はない。
- ・ 元々行き来のなかった祖母と震災により同居したところ、家庭でときに奇声などが見られるようになった。母親は仕事で帰りが遅く、生活の多くを祖母と一緒に行動するようになっていた。
- ・ スクールソーシャルワーカーからは、母親・祖母それぞれと面接を行い、A男への対応のアドバイスをを行った。本人とも面接を行い、母親を困らせてもいいことを伝えた。その結果、本人の奇声はなくなり、祖母自身も落ち着いた生活を送れるようになってきた。

【事例2】 ①不登校傾向

改善事例の概要

● 登校しぶりのあったB子への対応事例（小4女子）

- ・ B子の自宅は、あまり掃除がなされていないような生活環境であり、叔父等も同居する複雑な家族関係の中で生活している。母親は生活リズムをつくれず、B子と姉を朝学校へ送り出すことができないため、遅刻や欠席が目立った。また、本人の登校しぶりも顕著となった。
- ・ 登校後のB子は、楽しそうに級友に接し、学習の遅れはあるものの、個別指導も積極的に受け、担任教諭との関係も良好である。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、環境調整を目標に、母親の心理的な負担や不安の軽減を心がけた。また、母親は持病があるが、経済的負担もあり医療機関受診を躊躇していたため、保健師と連携し、婦人科疾患と育児、家庭問題について改善していけるよう試みた。
- ・ 学校、市担当課、保健師との密接な連携や自宅訪問等の様々な働きかけにより、B子は朝から自分自身で登校する日が増えてきた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援対象児童生徒 227人（内継続して支援した者 145人）
 - ・ 支援件数 317件（その内 問題が解決 45件、支援中であるが好転 106件）
 - ・ 訪問活動の回数：学校訪問 506回、家庭訪問 227回、関係機関訪問 166回
- 教職員とのケース会議、関係機関とのケース会議を開催し共通理解を図った上で、児童家庭福祉の関係機関や保健・医療の関係機関と連携し、それぞれの役割を果たすことによって、児童生徒を取り巻く環境が改善され、児童生徒の自立に向けた支援につながる事例が報告された。

(2) 今後の課題

- ・ 震災の影響により、児童生徒や家庭を取り巻く様々な課題が増加していることから、学校と地域及び児童家庭福祉等関係機関との一層の連携や体制づくりが必要である。また、スクールソーシャルワーカーの活動の拡充が求められる。
- ・ 事業実施の自治体から、スクールソーシャルワーカーの活用の効果が報告されている。今後、震災の影響により児童生徒を取り巻く環境の悪化が懸念されることから、スクールソーシャルワーカー活用事業について一層の周知に努め、普及を図る必要がある。

秋田県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（2）配置計画上の工夫

- ・総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、計4か所に配置。
- ・教育事務所に配置することにより臨床心理士と連携した対応が可能。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・総合教育センターを広域センターとして全県を統括する役割をもたせ、教育事務所は当該管内の地域センターとして学校等の支援に当たり、関係課所のネットワークを構築して適切な対応を図る。
- ・各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、各教育事務所に配置している広域カウンセラー（臨床心理士）と連携して対応することができるようにしている。

（4）勤務形態

- ・1日6時間×84日×4か所

（5）職務内容

- ・不登校や問題行動等への対応に関する学校及び児童生徒・保護者等の相談・訪問。
- ・学校と関係機関とのネットワーク構築、連携・調整（コーディネーター役）。
- ・学校や市町村教育委員会における不登校や問題行動等に対する未然防止、対応等の情報収集・啓発・支援。

（6）その他

<配置人数> 総合教育センター、3教育事務所、計4名

<主な資格> 退職教員（校長経験者4名）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・策定していない。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・学校や関係機関の定期的な訪問により不登校や問題行動等の実態や対応の把握を行う。
- ・適応指導教室等を適宜訪問し、児童生徒の学校復帰や進路指導についての状況把握を行う。
- ・ケース会議等の各種研修会に参加し、児童生徒の状況や学校、各市町村教育委員会、関係機関等の対応の把握を行う。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

<スーパービジョン体制>

- ・実施していない。

<研修体制>

- ・年2回、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施。

【内容】1回目：不登校児童生徒への対応。

2回目：関係機関との連携の在り方。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要〈小学校5年女子〉

・ゲーム機の掲示板への書き込みをめぐり友人関係がこじれ、それを機に学校を休み始めた。スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、管理職と対応について協議した。スクールソーシャルワーカーが学校で母親と面談したところ、きっかけとなったトラブル自体は担任の仲立ちで解決に向かっており、むしろ問題は家庭にあることが見えてきた。これまでの本人の成長過程で、家族の中で自分が大事にされている実感をもてずにいて、その満たされない思いがストレス症状として表れていることが分かった。長い目で見守るケースと捉え、スクールソーシャルワーカーの所属する秋田県総合学校教育センターの相談機能を活用することを母親に勧めた。およそ一月後、本人と母親が来所した。本人の口から直接数多くの事実や感想を聞くことができた。家庭や学校で話せなかったことを母親がしっかりと聞き、母親自身の気持ちも整理しながら、親子共に今後について前向きな姿勢をもつことができた。母親の理解を得て相談内容を学校に伝え、学校側も細やかな配慮を心がけて対応した結果、不登校は回復傾向に向かった。

【事例2】 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要〈小学校5年男子〉

・小学校3年生から不登校傾向が現れ、保護者は学校の指導に原因があると不満をもっていた。スクールソーシャルワーカーが学校訪問し、発達障害が疑われることが分かったが、保護者が受け入れず、専門機関との連携が図られなかった。その後、スクールソーシャルワーカーの保護者面談や特別支援担当の指導主事が同行した保護者面談を重ねることで理解が促され、医療機関を受診した。保護者や家族、学校が当該児童の障害を理解し、適切な支援が開始されている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・適応指導教室等との連携を強化し、毎月の通級状況や各所における対応等を把握することにより、学校訪問による具体的な指導・助言を行うことができた。
- ・家庭内の問題等により児童生徒が不登校に陥った事案に対してスクールソーシャルワーカーが介入し、福祉事務所、適応指導教室等との連携・調整役を務め、協議の場を設けるなどして解決に結び付いたケースが見られた。

(2) 今後の課題

- ・各学校の積極的な活用を促すPRの工夫。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図る研修会の実施。
- ・スクールカウンセラー等との連携した取組の促進。

山形県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等を課題とする小学校へスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実情を踏まえた支援を行うことができるようにする。

（2）配置計画上の工夫

県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い小学校に支援員を派遣する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

県全体での研修会を年2回、教育事務所ごとの研修会を年2回開催し、支援・相談に係る資質・能力の向上や、関係機関とのネットワーク構築力の向上、SSW相互の情報共有等を図っている。

（4）勤務形態

週2日×1日6時間×年間29週 または、

週3日×1日4時間、週4日×1日3時間（年間348時間以内）

（5）職務内容

- ①課題を抱える児童への教育相談活動およびその保護者への支援・相談、情報提供
- ②学校と福祉機関等とのネットワーク構築と効果的な連携についてのコーディネート
- ③生徒指導上の諸問題への対応に関する校内組織体制構築に向けた取組み

（6）その他

①配置人数 小学校20校

②主な資格 教員免許、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師免許

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

県実施要項に記載した趣旨に基づき、県全体での研修会（年2回）、教育事務所ごとの研修会（年2回）等において、活動方針および効果的な支援のあり方について周知し、共有を図っている。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

各学校の状況やニーズについて、各市町村教育委員会が把握し、各教育事務所が集約した上で、実施した成果および課題を明らかにし、次年度の配置に生かしている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

県単独で実施している教育相談員（中学校40校配置）と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化を図っている。

研修会においては、県外および県内から、見識と経験豊かな講師を招聘し、支援・相談に係る資質・能力の向上や、関係機関とのネットワーク構築力の向上を図っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校

改善事例の概要

＜教頭を窓口とした学校教職員、SSW、精神保健福祉士（PSW）等が連携して支援に当たった事例＞

① 小学校〇年より、体調不良を理由に数日間欠席。小学校〇年より登校渋りが顕在化する。学校を嫌がる理由については、曖昧ではっきりしない状況であった。SSWが個別対応として、児童および保護者の了解を得て、定期的な家庭訪問を実施する。

SSWが、保護者の苦勞を受け止め、共感的な姿勢で支援を継続する。SSWが得た情報について、学級担任や管理職、養護教諭等とのケース会議において共有し、支援方針を協議・決定する。長期休業前の保護者面談の際に、SSWが同席し、それまでに得た児童の情報や思いに寄り添い、保護者と学級担任と今後の具体的な支援について共有化を図った。

SSW介入開始より数ヶ月後から、児童は連日登校できるようになった。学級担任の温かく支援する姿勢が保護者の信頼を得て、児童の思い、保護者の思いについて、より深い相互理解が図られたことが改善につながっている。

② 小学校〇学年より、登校前に頭痛・吐き気の症状が現れ、欠席が多くなる。医院での受診を行ったり学級担任が家庭訪問したりしたが、なかなか改善は見られなかった。

SSWが介入し、学級担任、管理職、保護者との定期的な面談・ケース会議を開始する。児童へのより適切な支援のあり方を考えるために、医療機関相談室の精神保健福祉士（PSW）の助言を得る。

SSWとPSWが事前にアセスメントを行った上で、SSWが児童および保護者とともに通院を行った。現在は、経過観察中であるが、学校はSSWとともに医療機関からのサポートも受け、心強さを感じている。今後も、「もっとも苦勞し努力しているのは児童自身」という事実を共有し、学校・保護者・関係機関の連携・協力によって児童を支援していく方針である。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWと学校が支援を行い、改善が見られた事例の割合は、以下の通りである。

①いじめ・暴力行為・その他の問題行動等について：75.5%

②不登校について（年間30日以上欠席児童：55.6%、年間30日未満の児童：89%）

以上の数値より、問題行動等については、児童の思いを理解し、寄り添った支援が、改善につながっていることがわかる。また、年間30日未満の「初期段階」の支援がきわめて効果的だという成果が出ている。

(2) 今後の課題

本県のSSWは、学校教員経験者が多く、一人一人の児童や保護者の思いや特性に応じた支援に長じている傾向があるが、医療・福祉等の関係機関との連携・協力体制を構築し、ネットワークによる支援を行った事例についてはまだまだ少ない現状である。改善事例に挙げたような取組みについて、研修会等で共有化し、より視野を広げながら事業の充実を図っていきたい。

茨城県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを支援を必要としている小学校及び中学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

(2) 配置計画上の工夫

市町村教育委員会からの派遣要請に応じて、小学校及び中学校に派遣

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

「スクールソーシャルワーカーの効果な活用に向けて」の資料を作成し、各市町村教育委員会に配付するとともに、指導主事研究協議会（年3回）等において活用に関しての周知を図っている。

(4) 勤務形態

週1回、7時間（派遣回数12回）

※実態に応じて、派遣回数を変更・延長できる。

(5) 職務内容

①児童及び生徒等の状況の把握及び問題の整理、②児童及び生徒等の支援に関する対策会議の実施、③関係機関との連携、④学校内における支援体制の構築、⑤保護者、教職員等に対する相談及び情報提供等の支援、⑥教職員等への指導及び助言、⑦その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められるもの

(6) その他

- ・県教育委員会に3名委嘱し、派遣
- ・社会福祉（社会福祉士、精神保健福祉士）に関する資格、心理（臨床心理士）に関する資格、その他スクールソーシャルワーカーの職務に関する技能資格

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて、「①活用事業のねらい」、「②派遣方式」、「③資格」、「④活動内容」、「⑤活用に当たっての配慮事項」、「⑥活動のイメージ」、「⑦派遣校における一日の様子（例）」を記載し、各市町村教育委員会に配付し、周知している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・市町村教育委員会担当指導主事のケース会議への参加
- ・市町村教育委員会担当指導主事との連携による情報収集
- ・教育事務所による生徒指導に係る学校訪問での状況把握

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカー1名をスーパーバイザー的に活用することで、必要に応じて2名でケース対応できる体制をとっている。
- ・県教育委員会担当者及びスクールソーシャルワーカーによるケース対応についての情報交換会を実施。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑦家庭環境の問題 ①不登校

【概要】

○対象児童生徒 中2女子A [派遣期間] H23. 12～H24. 3

生徒Aは、母親、弟、妹の4人家族。母親は精神状態が不安定で以前から通院・服薬をし、仕事も制限され、現在も生活保護を受けている。Aは中学校1年時から、遅刻、欠席が多かった。家庭に担任が電話連絡をしてもなかなか連絡がつかないことが多かった。学校や母子自立支援員との連携を図り、登校できるように促す検討をする中で、スクールソーシャルワーカーの派遣要請がされた。

【対応と経過】

担任と話し合いをして家庭訪問を行った。母親と小さな目標を決めて実行していくというようなアドバイスをしたり、話したりすることで登校を促した。

【結果】

週1～2回程度数時間であるが登校することができるようになった。また、学校行事の校外学習にも参加することができた。

事例2 ⑦家庭環境の問題 ①不登校

【概要】

○対象児童生徒 中2女子B [派遣期間] H23. 9～H24. 3

生徒Bは海外から転校してきた外国籍の生徒である。学校では誰とも話さず一人であることが多かった。週3～4時間の日本語教室が楽しみで、そこでは生き生きとしていた。両親とは、担任が積極的にコミュニケーションをとろうとするが、日本語が通じず、行き違いも多くあり、両親は学校や担任への不信感をふくらませていった。生徒Bは2学期に入ると、ほとんど学校に登校しなくなった。生徒Bへの支援を検討する中で、スクールソーシャルワーカーへの協力依頼があった。

【対応と経過】

- ・日本語によるコミュニケーションの課題を解決するため、社会福祉協議会のボランティアセンターの協力を得て、日本語ボランティアを毎日派遣してもらい、本人が安心できる環境づくりを行った。
- ・スクールソーシャルワーカーが情報を収集し、両親に対し県の外国人支援センターから面談の際など通訳を派遣してもらうことや学校からの配布物を母国語に翻訳することで、情報の共有化を図った。

【結果】

徐々にではあるが、登校できるようになってきた。登校した際には、日本語ボランティアとの会話を楽しくしており、表情も明るくなってきた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

中学校3校、小学校2校へ、延べ91回の派遣を行った。児童生徒への支援状況としては、延べ129件に対応し、48件が好転した。また、連携した関係機関等は、延べ40件であった。平成23年度からの事業実施であったが、派遣校からは平成24年度も派遣の継続が希望される状況であった。

(2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカーの資質向上、人材育成のための研修会の設定。

栃木県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会と協力して、保健福祉部局等の関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行うことを目的としている。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー（SSW）3名を県北、県央、県南に位置する3つの教育事務所にそれぞれ配置することにより、県内全域に幅広くかかわれるようにした。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

全教育事務所に配置した管理職OBであるスクールサポーター（SS）を中心とした「いじめ・不登校等対策チーム」が管内の各小・中学校、県立学校を訪問する際に、SSWも同行し、各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等を把握するとともに、保護者支援が必要とされる事例などに対して、市町教育委員会と連携しながら解決に向けた学校支援を行った。

（4）勤務形態

1日当たり6時間、週4日勤務。

（5）職務内容

- ・ 県教育委員会（いじめ・不登校等対策チーム）、市町教育委員会、学校関係者、関係機関等とチームを組み対応した。
- ・ チームとしては、課題や支援対象の明確化、支援・対応策等を決定し、チーム員が持てる機能を生かしながら協力して問題の解決にあたった。
- ・ 対応策の決定や対応に困った場合など、SSWのスーパーバイザーである弁護士や精神科医からアドバイスを受けた。

（6）その他

- ・ SSWの配置人数は3名、地域性などを考慮し、県北、県央、県南に位置する3つの教育事務所に各1名配置することにより、県内全域に幅広くかかわれるようにした。
- ・ SSWの資格要件は特に示していないが、県福祉部局OB2名と県警察本部OB1名を採用した。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

実施要項に、事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等を盛り込み、各教育事務所、市町教育委員会を通じて周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

全教育事務所に配置した「いじめ・不登校等対策チーム」が、管内の各小・中学校、県立学校を訪問した際に、各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等を把握するとともに、保護者支援が必要とされる事例を把握する。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

年に3回開催するSSW連絡協議会や教育事務所における「いじめ・不登校等対策会議」において事例研究会等を実施することにより、SSWの資質の向上に努めた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑧教職員との関係の問題

- 担任の交代を求めてきたケースでは、SSWが学校（校長）に対する支援を行う一方で、連携の下、SSWが当該保護者の訪問面談を実施（2回）、保護者の支援（心的ケア）を行ったことで事態の収拾につながった。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

- 現在小学校5年生であるが、SSWは小学校2年生から関わっている。
小2の11月から小3の夏休み前まで欠席も多かったが、1日に2時間ほどは登校できるようになった。しかし、夏休みを境に再び不登校状態に戻ってしまった。
小4になり学校、市町教委、市町児童課等を交えてケース会議を行い対策を検討したり、仕事が終わった夜間に父親に学校に来てもらい面談等を行ったりし、6月から学校の送迎で再登校ができるようになった。その後、1月まで登校できたが、その後再び不登校になってしまった。
今年度（平成24年度）小5となり、クラス替えもあり登校ができるかと期待していたが、残念ながら不登校状態は続いている。担任は年度ごとに替わったりするが、幸いなことに本SSWは足かけ4年と長いスパンでの関わりを持つことができています。SSWは、家庭とのパイプがあるため、現在も定期的に粘り強く家庭訪問を行い、家庭と児童を支援している。

【事例3】 ③暴力

- 学校で生徒間暴力が発生し、被害者は加害者に治療費を請求したが応じなかったため、学校に支払うよう要求した。
SSWがケース会議に参加し、以下の3点を指導・助言した。
 - (1) 被害者と加害者の保護者が話し合う場を設けるようにすること
 - (2) 学校としては金銭の仲介をすることは避けること
 - (3) 事案が発生し、被害者が病院で治療を要する事態となった際には、被害者及び加害者の保護者へ連絡をし、学校として病院にも行くなど、問題行動等の対応についての組織的な対応のあり方を見直すことその後、学校及び管轄する市町による危機管理体制意識が向上した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 元警察署長であるSSWは、過去の経験を生かして、各種研修会において講演を実施することにより、青少年の健全育成や問題行動等の未然防止に向けた望ましい家庭教育の在り方についての啓発に大いに貢献した。
- ・ 福祉部局のOBであるSSWは、児童相談所との太いパイプを持っているという強みを生かし、相談ケースが寄せられた際の児童相談所との連携がスムーズに進められた。市町教委や各学校からは対応の迅速さに対する感謝の声が寄せられることが多く、「必要なときに必要な支援をしてくれる教育事務所」というメッセージを伝える点でも大きな役割を果たした。
- ・ 児童相談所に対しても、その求めに応じて情報を提供し、今後の支援に有効な情報の共有化を図ることにより、問題解決の方向性の検討に寄与してきたため、学校・児童相談所双方にとって大きな存在であった。

(2) 今後の課題

- ・ 依頼者（学校）が当事者である場合、学校からの情報であっても中立性に欠ける場合があった。具体的な方策の検討の前に、十分に保護者、学校双方の考えや立場を異にする関係機関（児童相談所等）からの正確な情報収集に努める必要がある。
- ・ ケース会議等では市町福祉課等とも必ず連携し、可能な限り担当者の同席を促してきた。今後も学校との直接的な関わりにおいては、市町の福祉課等との連携や棲み分けについての配慮が必要である。

埼玉県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

(2) 配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの配置を希望する市町村教育委員会が活用計画を県に申請する。県教委は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等と照らしあわせて上で、県内配置のバランス等を考えて配置の計画を立てている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

市町村教育委員会は社会福祉士、精神保健福祉士、元教員等の資格を持ち、SSWとして適任と判断した者を選出し、県教育委員会に推薦する。そして、県が承認するという形の採用方法をとっている。従って、その市町村の課題をよく把握した人物がSSWを務めることになり、迅速かつ適切な対応ができています。

(4) 勤務形態

原則として週2日、月曜日から金曜日までの間で割り振るものとする。また、1日あたりの勤務時間は6時間、日給10,800円とし、年間74日までとする。

(5) 職務内容

配置された市町村教育委員会の指揮監督の下で、概ね次の業務を行うものとする。

- ① 問題を抱える児童等が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員への研修活動等

(6) その他

- ① スクールソーシャルワーカーの男女構成
・男 11人 女 25人 計 36人
- ② スクールソーシャルワーカーの主な職歴
・相談員、スクールカウンセラー 11人
・幼小中特別支援学校教員経験者 7人
・小中学校管理職経験者 6人
・社会福祉関係 3人
・支援員 2人
・その他 7人
- ③ 資格所有者（重複有り）・・・17/36人（47.2%）
・社会福祉士 6人 ・社会福祉主事 3人
・精神保健福祉士 4人 ・臨床心理士等 4人 など

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

① ビジョンの策定について

市町村教育委員会に配置されたスクールソーシャルワーカーは、学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

スクールソーシャルワーカーの業務は、実施要項に以下のように示している。

- ・問題を抱える児童等が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ・学校におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・教職員等への研修活動等

② 学校及び地域等への周知について

・市町村教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの着任後、できるだけ早い時期に、校長会等の機会を活用し、職務内容や活用方法等について、学校への周知を図る。

また、スクールソーシャルワーカー本人を伴って、学校訪問を実施するなど積極的な活用を推進できるように努める。

・市町村教育委員会は、地域の児童福祉関係者や関係機関に対して、あらゆる機会を活用し、スクールソーシャルワーカーの配置とその活用について、周知に努める。

- ・各学校の校長は、職員会議等を利用し、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用方法等について、教職員に周知を図る。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県教委は、年3回、活動状況調査を実施し、成果と課題を明らかにしてそれを市町村にフィードバックしている。

また、毎月の市町村からの業務報告書から、S S Wの活動の様子や市町村の生徒指導上の課題の把握に努めている。そして、成果のあったケースについては、研修会で成果発表等を行い、周知するようにしている。

また、県教委では、2年間で、県内すべての市町村教育委員会を訪問し、生徒指導上の現状と課題を把握している。訪問時には、課題解決に向けた効果的な取り組みについて意見交換を行うとともに、必要に応じて指導助言を行い、生徒指導上の諸課題への対応を図っている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

S S Wに対してのスーパービジョン体制については、配置された市町村に委ねている。県主催の研修会は年間3回実施している。内容は、講演会、事例研究協議会、専門家によるS V等である。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校

改善事例の概要〈不登校が改善された中学2年生男子の例〉

父親は自営業、母親は外国籍。家庭環境は複雑で父親は登校できないことを問題にしてはいるが、じっくりと子どもの問題に向き合う姿勢はない。また、母親にはしつけ面など十分な指導力がないという状況であった。

S S Wが中心となり、学校・保護者と連携を図りながらケース会議を重ねた。そして「子どもの社会性、自立心を育て直すこと」が状況の改善に資するであろうという方針を立て、家庭訪問を中心に子どもへの働きかけを続けた。

当初、本人は拒否的な対応であったが、一緒に外出をしながら話しあうなどの登校支援を続けた結果、現在、少しずつ相談室への登校が出来るようになっていく。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援が必要な状況に応じて、学校、役所、教育センター、児童相談所、保健所、民生委員等の関係機関関係機関と連携を図ることで、改善の方向へ進めていくことができた。
- ・学校から連絡も途絶えがらだった保護者（母子・外国籍）に対し、様々な機関からアプローチすることで連絡がとれるようになった。
- ・不登校の児童の母親が精神疾患であったケースにおいて、母親にヘルパーと看護訪問の支援を申請するためにS S Wが調整を行い、結果として母親も子どもも安定できた。
- ・経済的に困窮している家庭において、子どもが不登校になってしまったケースにおいて、教育相談とともに住居を探しや、生活保護の申請などを支援することで、母親の精神安定と児童の情緒安定につなげた。
- ・虐待の疑いや発達の問題を抱える子ども、学校生活になじめない子ども達への継続的な支援を行い、関係機関と連携を図ることにより、特別支援学級や定時制高等学校への進学を決定することができた。

(2) 今後の課題

- ・勤務日数の中で、より効果的な活動時間の活用と工夫を図る必要がある。
- ・S S Wの技量を高めるため、S Vの設定や計画的な研修を計画する必要がある。
- ・各学校の管理職がS S W活用の具体的な見通しをもてるように、今までの実績を具体的に報告・説明していく場を設定し広く周知していく必要がある。
- ・関係機関へのS S Wの活動の周知を図り、情報交換及び連携した活動ができるようにする。
- ・ほとんどのケースが次年度継続になることが見込まれることから、長期的な支援計画を作成し、連携する関係機関と共有することが必要である。

千葉県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談等を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内の5教育事務所に1人ずつ計5名を配置することで、担当地域を明確にするとともに、関係機関や担当指導主事、スクールカウンセラー・スーパーバイザーと連携を密に行える環境となっている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

各教育事務所に配置することによる早期対応の実現。

（4）勤務形態

年間116時間以内の勤務時間となっている。週当たり1日の勤務を原則とし、1日の勤務時間は4時間程度とする。ただし、1日の勤務時間は、最大7時間45分まで延長できる。勤務監督者は、各教育事務所長とする。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ。
- ・関係機関とのネットワークの構築と連携・調整。
- ・学校内におけるチーム体制の構築と支援。
- ・保護者、教職員等に関する支援・相談・情報提供。

（6）その他

- ・主な資格：臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用）」を策定（SSWの活用方法に加え、業務や校内の活動体制、環境整備などを記載）し、各教育事務所、各市町村教育委員会に配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・各教育事務所の生徒指導担当からの情報提供による連携。
- ・各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーからの情報提供による活動。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・県子どもと親のサポートセンターによる研修会の実施。
- ・県子どもと親のサポートセンターの事業によるスーパービジョンの受講。
- ・各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーからのスーパービジョンの受講。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ④児童虐待

改善事例の概要

中学3年生・虐待ケース。要保護児童対策協議会に参加。子育て支援課、児童相談所、教育委員会、中学校、病院等と情報交換をし、それぞれの役割を確認しつつ生徒と家族に対応した。SSWとしては、中学校の先生方とスクールカウンセラーの後方支援役・相談役として支援を継続した。

卒業に際し、進路決定までに多くのやりとりが行われたが、現在は本人が望んだ進路に進み、高校生活を送っている。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

小学生のケース。夏休みに母親が急死をしたことで不安定になっていた児童の支援を行った。母子家庭のため、親類がひきとっていたが、一人でトイレやお風呂に入れない状態であった。親類の混乱も大きく、児童と親類それぞれの面接を行った。市の家庭児童相談室の相談員とも連絡を取り合い、連携して支援を行った。夏休み明けの登校に向けて担任が配慮を行うことで、スムーズに学校生活を始めることができた。夏休み明けにスクールソーシャルワーカーは再度、児童、親類と面接を行い、その後は担任へのコンサルテーションを継続した。児童、親類ともに安定しているとの報告を受けた。

【事例3】 ⑪その他

改善事例の概要

学校外において児童が被害に遭った後の対応。警察の捜査状況を確認しつつ、校長、市教委担当指導主事、県教委担当指導主事、当該校区スクールカウンセラーと連携をとりながら支援を行った。当該児童やその保護者には警察の相談機関を紹介し、継続的な関わりについては校区スクールカウンセラーが担当、事件に伴う一時的な事例についてはスクールソーシャルワーカーが担当した。具体的には、担任へのコンサルテーション、不安を訴える児童とその保護者への個別の心理教育などを行った。複数の機関や職種が関わることで、多面的な見立てや的確な判断が可能となった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援を行った38件の事案のうち、22件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」した。
- ・他機関との連携をスムーズに進めることができた。
- ・各学校におけるコンサルテーションが有効に作用し、教職員の対応が統一された。

(2) 今後の課題

- ・年間勤務時間数に制限があり、多様なニーズに応えるための時間が不足している。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解を更に進めること。スクールソーシャルワーカーの活用の指針について、更に周知する必要がある。

東京都教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどし、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

（2）配置計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型の形態を適切に選択、若しくは組み合わせて実施し、学校や地域の実態に応じた運用を図っている。

（4）勤務形態

事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間等は自治体ごとに異なる。

（5）職務内容

- 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

（6）その他

- 配置人数 44人
- 実施地区 29区市町
- 主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許保持者、心理に関する資格所有者

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- 主な内容 「SSWとは」「SSWの採用」「SSWによる対象となる事例」「SSWによる支援」「SSWの配置形態」「教育委員会による支援」「学校における効果的な活用のために」「SSWの活用事例」「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」
- 周知方法 「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」の活用

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

提出を受けた実施計画書及び取組計画に対して、区市町村教育委員会や学校において効果的な運用ができるように支援する。また、中間報告書に基づき、年度当初の計画に基づき適切に実施されているか確認し、適切な支援を行う。

なお、学校のニーズについては、区市町村教育委員会が学校訪問等により把握している。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

スーパーバイザーの配置やスクールソーシャルワーカーへの研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要〈中学校 男子〉

概要 中学校第1学年中頃より1年4か月間、ひきこもり状態が継続していた。

SSWの対応

家庭訪問を粘り強く繰り返し、自宅での面談を継続した。当初はゲームやアニメの話などから関係性をづくり、その後、やってみたいこと、中学卒業のこと、将来の夢など前向きな話から、徐々に外出（散歩）ができるようになった。母親の相談や、必要に応じ本人に影響力の強い社会人の兄とも連携を図った。断続的に適応指導教室に登校できるようになった段階で、在籍中学校の教員、母親のカウンセリングを行っている教育相談員、適応指導教室の指導員と、支援に対する基本方針や個別の役割分担（個別支援計画）を確認し、中学卒業後の進路について、チームとして本人への支援を継続している。

【事例2】 ④児童虐待（ネグレクト）

改善事例の概要〈小学校 男子〉

概要 母親が育児に対し無関心であり、食事を用意しない、必要な医療処置を施さない状況があった。

SSWの対応

本人との関係性構築のため、放課後定期的に面談や本人の好きな遊戯をしながら、本人の思いや家庭の様子の確認を行う。その後、3年以上学校と連絡のつかない母親に対するアプローチとして、一緒に自宅まで下校し家庭訪問を試み、16回の家庭訪問で母親と2回面談できた。玄関先での数回の面談をきっかけとして、学校と家庭の橋渡しを試みた。学校と連絡を密に取りつつ、就学相談の支援やスムーズな中学校進学に向けた準備などを行った。中学校へ進学した現在、学校から母親への連絡もとれるようになり、三者面談やクラス会に参加するまでに状況が改善した。

【事例3】 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要〈中学校 女子〉

概要 学校を休みがちになり、友人宅に寝泊りし自宅に戻らない状態が継続していた。

SSWの対応

学校の担任の説得で自宅に戻ったが登校できず、本人と父親との関係は悪化していた。学校でのケース会議の後、子ども家庭支援センターの職員とともに家庭訪問を実施した。学校での生活の様子や家庭での様子の聞き取りを数回に分け実施した。その過程で、家庭環境が明らかになってきた。家庭訪問を継続し、第2学年への進級時には、始業式から登校できるようになった。本人が自分の気持ちを話せる養護教諭と連絡を取り合い、本人の状況を見守っている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 不登校や児童虐待を除く家庭環境の問題への対応が全体の56%を占めており、それぞれの42%に改善が見られた。
- 連携した関係機関等の状況を見ると、連携先の42%を児童家庭福祉の関係機関が占めており、福祉の視点からの支援の充実が図られている。

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材を一層確保すること。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ること。

神奈川県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校へ派遣している。

(2) 配置計画上の工夫

SSWを5教育事務所に計6名配置し、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）を教育局に1名配置している。各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。SSWSVはSSWに助言指導を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校からの要請を受け、事案に対応する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

本県においては、SSWは児童・生徒や保護者への直接的な個別援助を中心とするものではなく、教職員へのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）を中心とした活動を重視し、ケース会議や対応を進めるうえで、ソーシャルワークの専門性を取り入れた新たな効果的支援が可能となるよう、課題解決の中心となる教育相談コーディネーターなどの教職員を支援しながらチームの一員として活動している。また、平成23年11月よりスクールソーシャルワーク・サポーター（以下、SSWSとする）を各市町村に1名配置し、1回7時間、年間70回の勤務において、SSWと連携を図りながら、問題を抱える児童・生徒に対してより迅速にきめ細かな支援を行うとともに、学校と地域の関係機関等との支援ネットワークをより機能させるための活動を行っている。

(4) 勤務形態 勤務時間数 SSW：年間490時間 1回7時間、年間70回の勤務

SSWSV：年間455時間 1回7時間、年間65回の勤務

(5) 職務内容

SSWは教育事務所長の指揮監督の下、派遣された市町村教育委員会及び市町村立学校の学校長の指示を受け、概ね次の業務を行う。

(ア) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ (イ) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 (ロ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (ハ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (ニ) 教職員等への研修活動 等

SSWSVは子ども教育支援課長の指揮監督の下に、前項の業務に加えて、概ね次の業務を行う。

(イ) SSWに対する指導・助言 (ロ) 県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討

(ハ) 県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言 (ニ) その他、児童・生徒の課題解決を図るために必要と認められるもの

(6) その他 主な資格 社会福祉士 精神保健福祉士 臨床心理士 教員 等

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組みを進めている。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

年2回の連絡協議会を開催し、SSWSV、SSW、SSWS、各教育事務所及び各市町村教育委員会の担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター等）が集まり地域ごとに情報交換を行う。県教育委員会の実施している短期調査の結果をもとに、多様な支援を必要とする児童・生徒をSSWにつなげ、問題の解決を図る。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

スーパービジョンは、SSWSVが行う。また、連絡協議会を開催し、SSW等の能力の向上を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中学1年生で不登校の男子生徒。入学時から給食費等の支払いが滞ったり、体操着が洗濯できていなかったりする等、経済面、生活面での不安定さが表面化している。また、父母共に連絡が取れない状態が長期的に続いている。

SSWが「不登校の背景として、経済的な面も含めた生活の不安定さや、保護者の教育・養育への意識の低さ、学校への不信感等がある」と見立て、「生活が安定し、再登校できるようにする」ことを長期目標、「保護者、本人と連絡がとれるようにする」ことを短期目標として、SSWとSSWSが連携を図り、小学校での学習の課題や適応状況、地域での生活状況等、幅広い視点で可能な限りの情報収集と整理を行った。SSWのサポートのもと、学校が児童相談所等の関係機関を交えケース会議を開催し、それぞれの役割を確認した。また、担任とともに民生・児童委員にも定期的な家庭訪問を依頼し、応答がなくてもその都度ポストに手紙を入れた。学校では生徒の学習面への支援を準備するとともに、SSWは保護者に対して経済的支援として就学援助や生活福祉資金貸付、生活保護等のサービス等の情報提供の準備を行った。

粘り強い働きかけを通じて、何度かのキャンセルがあったものの、保護者と問題解決に向けての面談をすることができた。SSWは、保護者の養育の大変さや生活の不安等についての相談を中心にを行い、経済的支援の情報提供を行った結果、就学援助の申請をすることとなった。保護者と継続的に連絡を取ることで、徐々に生徒の学習への取り組みに関して、保護者の家庭での協力が得られるようになり、生徒の登校も安定するようになった。

【事例2】 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

小学校1年生の男子児童。入学当初より、授業中の離席が目立ち、時折、他の児童とトラブルになる。教員の注意を聞き入れず、気に入らないことがあると大きな声を出したり、他児を突き飛ばしたりすることがある。学習面では、得意科目と苦手な科目の差が激しい。手先の不器用さも見受けられる。

SSWが「発達障害を疑わせる側面はあるが、小学校という不慣れた環境の中で、本人の適応を支援する環境を整え、本人の理解が促進される形での指示の工夫等が必要である」と見立て「児童も保護者も安心して学校生活を送ることができるようにする」ことを長期目標、「本人に必要な支援体制を整え、適切な対応により問題行動を未然に防止する」ことを短期目標とし、SSWとSSWSが連携を図り本人の授業中の様子を観察するとともに、担任や養護教諭、SC等からの情報収集と整理を行った。SSWのサポートのもと、校内ケース会議を行い、共通理解のもと、本人の特性に応じた支援方法を共に考察・立案し、役割分担を行った。保護者は「他の子どもとは違うところがあるのではないか」と感じており、本人の今後の成長に強い不安を抱いているため、総合教育センターに繋いだ。

担任が指導の工夫を行ったことや、本人が学校生活に慣れてきたことにより、授業中の立ち歩きが減り、少しずつ、いろいろな場面や学習活動に落ち着いて参加できるようになってきた。それでも、不慣れたことや予定変更などには混乱してしまうため、個別に事前にスケジュールを説明する、指示を視覚化する等の工夫が必要となった。総合教育センターと協働して、本人がより安心して学校生活が送れるよう、校内支援体制を整備して本人の支援を行っている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度は週1回年間35回の活動であったが、平成23年度より週2回年間70回の活動となり、「支援対象児童・生徒数」や「連携した関係機関等の数」などが増加した。平成23年度の支援対象児童・生徒数は、小学校294名、中学校409名、高等学校50名、計753名で、うち継続者数は、小学校181名、中学校226名、高等学校2名の計409名であった。また、連携した関係機関等については、件数の多い順に「教育支援センター等の学校外の教育機関」436件、「児童家庭福祉の関係機関」326件、「保健・医療の関係機関」249件で、全件数の合計は1,277件であった。継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「児童虐待を除く家庭環境の問題」230件、「不登校」203件、「発達障害等に関する問題」118件で、全件数の合計は945件となっている。

(2) 今後の課題

事業開始から3年が経過し、SSWについての周知が図られつつあるとともに、その有効性が認知されたことから、市町村教育委員会や各学校からのニーズが高まっており、時間数の増加が必要である。また、各学校が児童・生徒の支援を行うにあたり、SSWから必要な視点や手法を学び主体的に関係機関と連携できるようSSWの活動を充実させる必要がある。

新潟県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ①SSWを核とした市町村サポートチーム等との緊密なネットワーク構築
- ②学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③当該児童生徒の複雑な環境への継続的支援による問題の防止と解決

(2) 配置計画上の工夫

- ・3教育事務所に配置し、要請等に応じる「派遣型」。上越教育事務所(小中学校数112校)に1名、中越教育事務所(307校)に2名、下越教育事務所(164校)に1名、計4名配置し全県を網羅する。()は管内のH24年度小中学校数
- ・H23(22)年度は、計画訪問102(105)、要請訪問511(324)、緊急派遣17(13)、その他118(138)、計748(583)件。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・重点的・継続的な支援を必要とする学校と目的別加配教員が配置されている学校には、SSWや指導主事を構成員とする総合支援チームが年3回訪問する。
- ・ケースによって要請のある学校には、SSWが訪問計画を組み、ニーズに応じた機動力ある対応を行う。緊急対応が必要な事案には、場のケアに緊急訪問を行う。
- ・H23年度の訪問等の対応総件数は748件(H22年度は、583件)で165件の増加。

(4) 勤務形態

- ・教育事務所長が週30時間の勤務の割り振りを行う。3事務所とも週4日、1日7時間30分勤務(8:45~17:15)。
- ・勤務日以外の平日(週1日)は、市町村と契約しSCやSSWとして雇用されている者もいる。
- ・通勤に係る費用弁償は別途支給。年休16日(5年度)、忌引・夏季休暇等あり。雇用・社会保険は県負担。

(5) 職務内容

問題を抱える児童生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関等のネットワークの構築、当該保護者・児童生徒・教職員に対する支援、教職員への研修活動等を行い、状況の改善と学校の指導力向上に資する。

(6) その他

- ・学校や保護者の要請や面談は、勤務時間外に及ぶ。
- ・広範囲の管内での訪問は、自家用車での長距離運転を余儀なくされる。
- ・県として積極的活用を現場に呼びかけ、SSWの有用性が認められ、ニーズが高まっているにもかかわらず、採用規定(雇用期間の上限は4回更新、5年まで)や報酬等の待遇は現状維持の状況である。
- ・国庫補助減額は事業費圧縮となり、要請に対応するための旅費、研修参加費等への影響が大きく、報酬減は優秀な人材確保及びSSWの生活そのものを圧迫する。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)の策定とその周知方法について

- ・「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために」を各教育事務所から、市町村教育委員会を通し、各学校に通知する。
- ・内容は、1 活用事業の概要(ねらい、内容)、2 SSW活用のイメージと役割。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について(各学校のニーズの把握方法等)

- ・年3回の全県サポートチーム連絡協議会を県が主催し、30市町村教育委員会の生徒指導担当指導主事が一堂に会する。研修・情報共有・事例研究等を実施し、SSWの有効性や活用と連携について再確認の機会としている。
- ・学校や市町村教育委員会の要請依頼は、各教育事務所のSSWへ直接行う。
- ・事務所経由で提出される非行事故報告の内容に応じて、常にSSWの派遣要望を確認し、積極的な活用を促す。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・県単予算で雇用している臨床心理士が、SSWのスーパーバイズを行う。
- ・年3回の事例検討会を実施している。
- ・資質向上のための研修の機会と予算が不足している。
- ・SSWの心身の健康を保つ体制整備が大きな課題である。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ④児童虐待 ⑧教職員との関係の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要 ○支援対象：中学生男子（特別支援学級在籍）

- 気になる状況：生徒の顔や手足に内出血、体操着や靴下が洗濯されないこと、給食を大量に食べる、家に帰りたいがらない。身体の傷について担任が確認すると「継母がやった」と話すが、発達上の課題を抱えている生徒であることから真偽を確認することができずにいた。学校は熱心な保護者、又は対応が困難な保護者との印象をもっており、保護者との関係悪化を懸念し虐待通告をためらっていた。
- 対応の概要：SSWは、①虐待の疑いについて、学校は市児童福祉担当部局、児童相談所に通告し対応すること、②生徒の個別指導計画について、主治医、ケースワーカー、発達障害者支援センターからも参加してもらい保護者と学校が連携し作成すること、③継母の養育支援として市家庭児童相談担当者も参加することの3点を柱として対応することを学校に提案。

連携して取り組める具体的なアイデアについても話し合い、実践するなか、それまで家庭や学校で見られていた生徒の問題行動は徐々に解消され、保護者も精神的に余裕をもち生徒と接することが可能となった。

【事例2】 ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要 ○支援対象：小学校低学年男子

- 気になる状況：母親は学校や市の関係機関に育児不安を訴え、効果がないと批判的になる。対象児童は、宿題忘れ、他の児童とのトラブル、嘘をつくなどの問題行動がある。家は、乱雑な様子がかがわれる。
- 対応の概要：児童との面談では、母親の言う「困った子」からはほど遠い印象で、担任への信頼感、父親への拒否感がある。母親が病気で家事ができないときは、自分でご飯の支度をすることもあり、甘えられない状況にあった。

母親との面談では信頼関係の構築に努め、「困った子」から「母親自身が困っている」へシフト。①市教委、市福祉保健部局と連携し、母親の家事を補助する人材派遣を試みる（シルバー人材、家事ヘルパー等）。→母親は家に他人が入ることを拒否。②地域にある子育て支援のボランティア団体のスタッフが、「当該児童の宿題を一緒にやる人」として定期的に家庭に入ってもらうことを提案。→初回は抵抗感が強かったが、回を重ねるごとにスタッフの訪問を楽しみに待つようになる。母親と当該児童は、スタッフと楽しい時間を過ごすようになったと話している。児童は面談で、「友だちを呼びにくかった家」から、「友だちを呼んでもいい家」に変化してきたことを話す。③父親を巻き込み、家庭環境を整備する。母親の孤独感、不安感を解消するため、子育てを夫婦協働の行動として再構築。④地域担当の民生委員に母親のフォローをSSWから依頼。母親は心強い人が近所にいてくれてうれしいと話す。

母親の安定に伴い、本児の問題行動は、徐々になくなっている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童相談所、市町村児童福祉担当部局、新潟少年サポートセンター、医療機関等、校外の関係機関でもSSW活用事業についての周知が広まり、SSWのコーディネートにより学校と関係諸機関の連携が円滑になった。
- ・SSW活用事業が4年目を終え、年々依頼要請が増えている。生徒指導上の問題は、学校現場だけでなく、家庭や地域社会の状況変化に影響を受ける。いじめ・不登校等の問題行動や災害・事件による喪失体験事例は常に現場の初期対応を支援することが求められ、SSWは十分に伝えてきた。学校の危機管理や日常のリスク管理の体制を整えることが必要であり、そのためにSSWを適時活用することでアセスメントが実施され、問題発生時の適切な対応が可能となった。
- ・家族支援に力を発揮するSSWは保護者と学校の関係改善、信頼の構築に力を発揮し、学校現場の負担の軽減を図り、教職員の困難事例対応のスキルアップに寄与している。

(2) 今後の課題

- ・事業が開始から4年を経過し、中学校においては「問題対応・対処型生徒指導」の手立ての一つとしてSSWの活用が定着しつつある。しかし、今後は「予防、開発・育成型」生徒指導の推進を目的としたSSWの積極的な活用も期待される。小学校でのSSW活用や、関係諸機関を含めた児童生徒支援体制づくり等が対応策として考えられる。
- ・学校現場では、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が多く、学校だけでは解決できないケースが増えている。そこで市町村の福祉部局等と連携し家庭支援していく必要がある。そのためSSWは学校と行政を結び、両者が有機的に機能して児童生徒の安定した学校生活の確保に努めることが今後一層重要な役割となる。社会福祉の視点から児童生徒・学校・家庭・地域をコーディネートできるSSW活用事業の継続、充実が必要である。
- ・国庫補助減額に対応できる、県の一般財源確保をSSWの効果を示しつつ、財政課に要請していく。

富山県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○問題行動の背景に家庭環境等の問題を抱えている児童生徒に対して、環境改善のための支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

- ・ 家族問題（両親の不仲、就労等）への対応
- ・ 児童虐待への対応
- ・ 不登校への対応
- ・ 非行問題への対応

（2）配置計画上の工夫

・ 市町村教育センターから支援を必要とする学校に派遣する方法と、拠点校を決めて派遣する方法を取り入れた。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるため、研修会を実施した。
- ・ 本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整を行うスクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催した。

（4）勤務形態

・ 市町村、拠点校の実態に応じて、週2時間～週16時間の範囲で派遣時間を決め、年間32週派遣した。

（5）職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動

（6）その他

・ 派遣人数 20名 ・ 主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、元教員、元警察官等

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

○「スクールソーシャルワーカーは、家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築く社会福祉の専門家であり、社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、必要に応じて関係機関や人材をつなぐ。」

- ・ スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議等での周知。
- ・ リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携をめざして」の作成、配付（県内小・中・高全教職員に）。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

・ 市町村教育委員会の活用状況をもとに、原則学期毎に派遣時間を見直し、スクールソーシャルワーカーの有効活用に努めた。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

・ 年2回全体研修会を開催し、事例検討会を行ったり、大学の教員等の講演から学んだりしながら、スクールソーシャルワーカー個々の資質向上に努めた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要<中学校>

- ・スクールソーシャルワーカーが学校のケース会議に参加し、学校の教員（教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭）、スクールカウンセラーと共に、不登校の生徒への支援策について話し合った。
- ・スクールソーシャルワーカーが市役所福祉課と連携して家庭訪問し、保護者とコミュニケーションを図りながら、保護者を支援した。
- ・スクールソーシャルワーカーが民生委員や関係機関との連携のコーディネーターとなり、支援体制の構築に努めた。
- ・保護者の福祉サービス利用（介護保険、通院のためのサービス利用等）について支援を行った。
- ・家庭に対して適切な支援が実施され、家庭の状況が好転した。その結果、生徒が登校できるようになった。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要<小学校>

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教職員が役割分担して保護者や児童の支援にあたった。
- ・スクールソーシャルワーカーが、スクールカウンセラーに当該児童の状況を伝え、心理的な状況の見立ての助言を受け、協働による支援策を実施した。
- ・スクールソーシャルワーカーがコーディネーターとなり、市役所福祉課、児童相談所も交えたケース会議を行い、支援の在り方を見直した。
- ・スクールソーシャルワーカーが市役所福祉課と連携して家庭訪問し、福祉関係の書類の作成を補助するなどの支援を行った。
- ・支援を継続した結果、児童の登校への意欲、保護者の児童を登校させる意識が共に高まり、児童の登校日数が増加した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①医療機関や保健所、市町村福祉課等との連携が円滑に行えるようになった。
 - ②家庭環境の課題を福祉の視点から探ることにより、学校が、より適切な支援を行えるようになった。
 - ③学校が踏み込みにくい家庭の問題にスクールソーシャルワーカーを介してかかわることにより、支援体制がとれるようになった。
- ①～③等のことを受け、不登校傾向の児童生徒に改善がみられるようになった。

(2) 今後の課題

- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を周知し、積極的な活用を各学校に勧めていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの有効活用のために、両者の連携の在り方や役割分担を明らかにしていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会の開催やスーパーバイザーの確保が必要である。

石川県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為の未然防止や適切な初期対応及び遊び非行型の不登校に関する対応を支援する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内ごとの児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、15名のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、支援が必要な学校に派遣する。
- ・緊急性の高い事案や集中的な支援が必要な場合に柔軟に対応できるようにしている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・県教育委員会、市町教育委員会及び学校との間の情報交換を密にするとともに、児童相談所等関係機関との連携を重視する。

（4）勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー1名につき、1日7時間45分、概ね年間80日の勤務を行う。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・児童相談所等関係機関とのネットワークの構築、連絡調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供等
- ・県教育委員会への文書による勤務報告

（6）その他

- ・元家庭裁判所調査官、元中学校長、元警察官から15名を採用している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

①「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定

- ・多様化する問題行動等の対策が県内の生徒指導上の課題となっている。そのため、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の要望等により、生徒指導担当教諭、学級担任などへの支援等、学校における生徒指導に対する支援体制の強化に資する。また、家庭への働きかけや、児童相談所等関係機関との連絡調整を密に行い、課題解決への対応を図る。

②周知方法

- ・県教育委員会、市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会において、周知を図る。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

①派遣校決定

- ・前年度の勤務報告書と市町村教育委員会から得られた各学校の情報により、学校が必要とする支援の内容を把握する。

②連絡協議会

- ・年度初め及び年度末の2回、県教育委員会、市町村教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが一堂に会し、事業の周知及び活動の評価を行う。

③運営協議会

- ・5月末、学校管理職、県教育委員会、市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー及び児童相談所等関係機関が集まり、事業の趣旨等の説明に加え、関係機関からの講話・説明によって、連携の深化を図る。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・月1回程度、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援等の在り方について指導・助言を行う。
- ・特別支援教育の研修会に参加し、ソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ③暴力

改善事例の概要

- ・集中力を維持できず、結果的に授業妨害となる行為を引き起こす生徒に対して、校内巡視による観察、時には声かけを行い問題行動の未然防止に取り組んだ。また、そのような生徒が別室指導となる場合には、自らの経験を語る等により気持ちを落ち着かせ、教室復帰させた。
- ・暴力行為を起こした児童に対する学校の対応に不満を持った保護者に対して、その対応に悩む学級担任と一緒に家庭訪問し、元警察官という職歴を活用し、学校以外の視点から説明したことにより、家庭と学校の関係改善が図られ、児童に対する指導が適切に行われた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・本県では中学校を中心にスクールソーシャルワーカーを配置している。学校のニーズにあった連携を取ることで、よりきめ細やかな対応ができ、問題の改善や解消につながった。その結果、スクールソーシャルワーカーが配置された中学校の暴力行為件数は、前年度より約23%減少した。

(2) 今後の課題

- ・携帯電話やインターネットの普及から、校区を越えて多数の学校の児童生徒が繋がり問題行動を起こす事例に対して、スクールソーシャルワーカーが相互に活動状況を報告し合うなどして、学校だけでなく児童相談所等関係機関との連携についてその広がりや深まりを求めていく必要がある。

福井県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置計画上の工夫

- ・9市には各1名配置（福井市のみ2名）。教育研究所（嶺北4町）および教育事務所（嶺南4町）に各1名配置。県内の全小・中学校に対応できる体制を整備した。
- ・定時制高等学校7校には2名配置。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・役割や勤務状況、支援事例等について、県および市町から学校に積極的に周知した。
- ・定時制高等学校においては、拠点校を中心に、要請に応じた派遣や計画訪問を行った。
- ・学校の教育相談担当者との緊密な連携、スクールカウンセラーや福祉部局との協働の必要性を強調した。

（4）勤務形態

- ・週当たりの配置時間は、6時間×2日×40週（高等学校は35週）を目安とする。

（5）職務内容

- ①問題を抱えた児童・生徒の家庭等への働きかけ
- ②福祉関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内における問題解決のための体制構築、支援
- ④その他、児童・生徒の環境の問題に関し、各教育委員会において適当と認められる業務

（6）その他

- ・配置人数19名（実人数12名）
- ・主な資格・・・社会福祉士と精神保健福祉士の両有資格者1名、社会福祉士4名、教員免許取得者5名、介護福祉士1名、社会福祉主事1名
- ・人口の多い福井市には2名配置（うち1名は、坂井市と兼務）。大野市と勝山市は兼務。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・策定の状況・・・「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して（小中学校版）」
 - ①活用のねらい、②配置状況と資格・業務、③支援過程（アセスメント、プランニング、モニタリング）
 - ④実践事例、⑤スーパービジョン体制、⑥関係機関一覧、⑦関係機関所在地・連絡先

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・市町教委および関係機関の担当者連絡協議会を開催して、事業説明や勤務内容を周知した。
- ・事例検討会にも、市町や高等学校の担当者が可能な限り参加し、事例発表や情報交換を行った。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・研修会（2回）を開催。うち1回は、スクールカウンセラーと合同実施し、グループ協議。
- ・事例検討会（8回）を開催し、資質能力の向上に努めた。
- ・スーパーバイザー1名を任命（兼務）し、事例検討会での指導助言や困難な事例に対する支援を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

小学5年女子の事例。5年生へ進級後の4月中旬から休み始める。校内の支援ケース会議後、5月からSSWが関わり家庭訪問を開始する。その中で、本人に対するエンパワメントを行い、徐々にSSWとともに活動できることを増やしていく。同時に、母親に本児の不登校の理解を求め、家庭での関わり方の支援を行う。

7月ごろ本児の活動性が高まりを見せ始め、活動場所を家庭から家庭外の場所へ移行。学校と協力し、地域の庁舎を活動場所とすることができた。SSW以外にも地域の相談員が関わるようになり、活動日を増やした。また、適応指導教室に母親と本児が行くようになったため、8月に校内外の関係者によるケース会議を実施し、情報交換と今後のそれぞれの関わりについて確認を行う。

夏休み中には、図書室の利用や陸上の練習会の見学などで学校に入ることができるようになった。9月以降、別室ではあるが登校が可能となり、11月以降はほぼ毎日登校することができた。関係者によるケース会議を数回行う中で本児の特性を理解しながら、活動しやすい場所や内容を検討し、それを提供できたことで活動性が高まり、登校につなぐことができたケースといえる。

【事例2】 ④児童虐待（ネグレクト）

中学2年男子Aと小学6年男子Bの二人兄弟。父子家庭で、父親はリストラに遭ってからは仕事に行かず、アルコールに依存する日々を過ごす。祖父が簡単な家事を行うが、家の中は不衛生で便臭が強い状況。本児Aは下着も替えずに呆然と過ごし、無気力で友達と交わることもできない。本児Bは心因性の遺糞症となる。

SSWのつなぎにより、まず児童相談所が本児との面談を始め、本児Bについては精神科医へも相談した。その結果を受け、児童相談所、地域福祉部局職員、学校を交えたケース会議を開催して、情緒面の発達の遅れと今後の対応（一時保護等）について協議した。児童相談所は月2～3回の面談を継続する、父親は定時に来校して本児Bの排泄に付き添うなど、役割連携について確認した。

SSWは、家庭訪問を継続して家庭内の環境改善を支援するため、掃除、洗濯、炊事を本児らと一緒に行ったところ、特に調理に興味を示し、生き生きとした表情や会話が見られた。その後、無気力であった本児Aは自分の生活管理ができるようになり、学校の宿題も出せるようになった。本児Bの便臭もかなり軽減された。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・23年度に支援を受けた児童・生徒数は、小学生239人、中学生124人、高校生72人である。支援件数は317件で、そのうち27.1%は問題が解決し、23.7%は支援中であるが好転している事例である。訪問活動は2480回で、教職員等とのケース会議は約150回、関係機関とのケース会議は約120回である。
- ・学校のみならず関係機関と連携した活動が定着しつつあり、家庭に係る問題など、児童生徒を取り巻く生活環境の問題の改善に、スクールソーシャルワーカーの支援は欠かせないものとなっている。

(2) 今後の課題

- ・学校において、スクールソーシャルワーカーの認知度が高まるようさらに周知する。
- ・家庭に係る困難な事例が増えているため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格者の採用を増やす。
- ・資質・能力の向上に向け、スーパーバイザーの積極的な活用を図るとともに、スクールカウンセラーとの効果的な連携をすすめていく。

山梨県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名から4名を配置）
- ・社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。
- ・電話相談できる体制の構築。

（4）勤務形態

- ・原則1人あたり、1日4時間×週3日×35週＝420時間

（5）職務内容

- ・小・中学校、適応指導教室への計画的な巡回訪問
- ・学校からの要請による学校訪問・問題等への対応
（問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内におけるチーム体制の構築・支援）
- ・関係機関との連絡・調整・情報交換（関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整）
- ・適応指導教室へ通級している生徒・保護者への支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供（研修活動：講演会等）
- ・運営協議会への参加（全体会：年2回、担当者会：年3回、情報交換・研修など）
- ・その他、児童生徒への支援のうち、所属長が必要と認めるもの

（6）その他

- ・4教育事務所に合計11名配置。（4名配置が1箇所、3名配置が1箇所、2名配置が2箇所）
- ・11名の資格は、社会福祉士4名、精神保健福祉士3名、教員免許5名、学校カウンセラー2名、認定心理士5名（重複もあり）
- ・教職経験者と福祉関係従事者を組み合わせて配置している。
- ・事務所ごと、担当指導主事との打合せによって、情報交換、支援の方向性の確認ができる。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ガイドラインや周知資料にも記してあるが、まずは電話で相談してもらうように依頼している。どんな内容の際に依頼してよいか悩むケースもあるため、些細なことから電話相談ができる体制を構築する。
- ・教育事務所ごと計画的な巡回訪問を実施している。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・スーパービジョン体制については、特に設けていない。各教育事務所に複数配置していることや指導主事を交

えてケース会議を行うことなどで、お互いの情報を共有するとともに、支援の方向性を確認している。

- ・研修については、特に設けていないが、担当者会議（参加者：県教委事務局・事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年3回開催している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

◇中1女子，父子家庭，問題行動（万引き）を起こしたことからSSWに要請があがってきた。

◇状況の把握

- ・学校での三者懇談後，SSWが父親と面接（仕事が安定しない，生活困難，娘のしつけに関する不満などを話す）

◇支援の方法

- ・SSWは，所得申請や県営団地への転居の支援，児童扶養手当申請の支援，父親の子育てに関する悩みに対して，生活環境の改善の支援を行った。
- ・SCは，女子生徒への面接の継続，父親への対応のアドバイスを行った。

◇結果

- ・ケース会議，学校訪問，電話連絡等を通してSCと連携し，父子関係が改善された。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要

◇小5男児の不登校の相談から，兄である中3男子の不登校に対する支援が始まる。

◇状況の把握

- ・小5男児の不登校に関して，カウンセラーと面接したところ，兄の不登校が話題になり，小・中合同ケース会議が提案された。
- ・中学校の働きかけからSCのカウンセリングに繋がった。

◇支援の方法

- ・SCによるカウンセリングから本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなった。
- ・SSWは，SCのカウンセリングを糸口に，関係者との定期的なケース会議を行なうことによって登校状況にも変化が見られてきた。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により適応指導教室に通うことができている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童生徒，保護者，学校に対して必要な社会資源を紹介し，繋ぐことができた。
- ・複数配置のため，常に情報交換・連携が図られ，改善したケースが多くみられるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して，当該校や対象児童生徒，保護者の笑顔や自信につなげることができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により，学校にとって気軽な相談機関としての認識が高まった。
- ・H22：支援の状況223件中，解決62件，好転58件，H23：支援の状況309件中，解決72件，好転105件
【合計H22：120件(53.8%)→H23：177件(57.3%)】

(2) 今後の課題

- ・専門性向上のための研修会が必要である。
- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち，相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み，活用が増えてきたが，時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

長野県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やさまざまな課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校や不登校専門相談員とともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 県教育事務所にSSWを配置し、市町村と連携して課題解決にあたる。
- ・ 本県の広域性を考慮し、南信地区にSSWを1名増員した。（H22～）
- ・ 相談内容により、それぞれのSSWがもつ専門性から対応を検討し、相互に乗り入れ、または連携支援ができるようにする。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 学校、市町村及び関係機関への啓発広報（リーフレットの作成及び配布）
- ・ 管内における学校及び児童生徒の実態把握
- ・ 各教育事務所の不登校専門相談員、生徒指導専門指導員等とSSWで支援チームを組織し、連携して小中高の児童生徒や保護者等に専門的助言や訪問相談を行う。
- ・ 保健・福祉等の関係機関と調整を図り、ケース会議等の環境を整える。

（4）勤務形態

- ・ 各教育事務所に配置し、1日の活動は6時間を基本。
- ・ 1名につき年間474時間を上限。

（5）職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ 関係機関とのネットワークの構築、連携調整
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員への研修活動等

（6）その他

- ・ 23年度は東信、南信、飯田、中信、北信の5教育事務所に各1名配置。（計5名）
- ・ 社会福祉士（5名） 精神保健福祉士（3名）
- ・ 不登校専門相談員または生徒指導専門指導員とともに活動することを原則とする。
- ・ 移動は公用車利用を基本とする。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ SSWの役割と事例を掲載したリーフレットを作成し、平成22年3月に県内全市町村教育委員会、小・中高等学校・関係機関に配布した。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 配置地域内における不登校や様々な課題解決のために、各市町村の小中学校担当者連絡会議を開催し、各小中学校と連携を図るとともに、関係機関と調整・連携を進めながら、地域における相互連携体制の構築を目指していく。
- ・ 平成22年度から「不登校児童生徒地域支援チーム整備事業」を県単独事業として、不登校専門相談員と生徒指導専門指導員等とSSWが連携して支援を充実していけるよう組織していく。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ スーパービジョン体制はとっていないが、地域支援チームメンバーがその役割の一端をサポートしていると考え。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- ・ 中3男子。家族構成は父、母、本人、弟
- ・ 昨年8月、父親が病気で職場を解雇され、失職。一家の収入は母親のパート収入のみ。
- ・ 本人は高校進学を希望しているが、進学に必要な経費を捻出できない状態。
- ・ 学校からSSWに相談が入ったため、母親に付き添って、市の社会福祉協議会を訪問、相談。「生活福祉資金貸付事業」の「教育支援資金」を申請。
- ・ 資金を活用したため、本人の高校進学が実現できた。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- ・ 中3女子。家族構成は父、母、本人、弟3人。本人も含め、兄弟全員不登校。
- ・ 父親は塾講師。「子どもたちが学校に行かないのは、お前がしっかり教育しないからだ」と母親を責める。
- ・ 母親は専業主婦。発達障害の診断があり、家の中が片付けられない、朝起きられず食事の用意ができないことなどから自尊心が低い。
- ・ 学校、町教育委員会、児童相談所にて継続した支援を行ってきたが、状況に変化がみられなかったため、学校長がSSWに要請して介入。
- ・ 母親との継続的な面接、ケース会議への参加、母親の主治医・臨床心理士との連携等を通して、要保護児童対策地域協議会の開催、ホームヘルパーの導入及び、民間発達障害支援機関との連携を提案。
- ・ その結果、母親が民間機関とつながり、ペアレントトレーニングを受け始めた。また、長男と三男が週に何回かのペースで登校を開始した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成23年度、393回の学校訪問、208回の家庭訪問、270名<小102、中108、高60>の児童生徒の支援に関わる。
- ・ 不登校124件中、26件が解決、25件が好転。家庭環境の問題151件中12件が解決、43件が好転。発達障害62件中4件が解決、14件が好転。

(2) 今後の課題

- ・ SSWとSC、子どもと親の相談員、市町村ケースワーカーとの連携について調査研究を進め、総合的な地域相談支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ SSWの人材養成、人材確保、効果的な配置場所（スーパービジョン体制を含む）、人数及び活用のあり方について、研究をすすめる必要がある。SSWの有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士）は限られているため、関係団体との連携を深めながら進めていくことが課題である。

静岡県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 学校を拠点とし、関係機関が連携して子どもが抱える問題に社会福祉の視点で関わり、子どもを取り巻く環境へアプローチを行うことで、問題の解決を図る。
- イ 学校や教職員が持っている力を活かし、包括的アセスメントによる学校支援を行うことで、子どもの背景を見てチーム対応できるように支援する。
- ウ 不登校、虐待、暴力行為等の子どもが抱える問題を支援する学校体制づくりを援助する。

(2) 配置計画上の工夫

5市1町に11人のスクールソーシャルワーカーを次のように配置し、学校の実態や抱える問題に応じて支援を行う。拠点校型7人、派遣型2人、巡回型2人

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ア 年度当初に管内の学校を訪問し、校長の理解を求めるとともに、生徒指導体制の実態と課題を把握する。また、年間を通じて、拠点校以外の担当小中学校にも訪問し、不登校・いじめ・問題行動等に対する対応策や生徒指導体制への確立に向けて助言する機会を増やすとともに、「ケース会議」の有効性を広めていく。
- イ 校長会、生徒指導主事会等の機会に、スクールソーシャルワーカー活用事業の概要を説明し、周知する。
- ウ 青少年相談センター（適応指導教室）との連携を図るとともに、青少年対策協議会や不登校等児童生徒対策連絡会、生徒指導研究会等に参加し、連絡・調整・情報交換を行うとともに、講師としても活用する。

(4) 勤務形態 1日当たり6時間以内、年間35週以内の勤務とする。

(5) 職務内容

- ア 問題を抱える児童生徒に対する指導
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援、研修会等での助言

(6) その他

- ア 所持している資格は、社会福祉士7人、精神保健福祉士3人、その他社会福祉に関する資格3人、教員免許4人、家庭裁判所調査官1人である。
- イ 月に1回程度、スクールソーシャルワーカーと市教育委員会担当者との情報交換やケース会議の持ち方等の研修を行う。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

平成23年3月に作成し、配置市町管内の全ての小中学校及びSSWに配布した。主な内容は「活用のねらい」「具体的な活用方法」「SCとの連携の在り方」等、重要と思われるポイントを整理している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ア 県教育委員会主催で運営協議会を年8回開催する。先進地区から講師を招聘し、研修会を行う。
- イ 配置市町ごとにスクールソーシャルワーカー、学校関係者、市教育委員会担当者を招集し、事例を基にケース会議を実施し、関係者の資質の向上を図った。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

先進地区で活躍しているスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーに任命し、運営協議会前後に、スーパーバイズを受けられる時間を設定した。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要

- ・ 校外で問題行動を継続して起こす生徒に対して、学校からの依頼によりスクールソーシャルワーカーが学校を支援した。
- ・ スクールソーシャルワーカーは学校へ何度も訪問し、本人の行動について情報を収集した。
- ・ 本人や保護者との面談を数回行う中で、問題行動の要因についての分析を行い、ケース対応の立案をした。
- ・ 関係者でケース会議を設定したが、本人が他市へ転校したため、実施しなかった。
- ・ 転出先においても問題行動を起こすために、転出先の学校におけるケース会議に参加し、関係機関とともに対応策の協議を行った。
- ・ 学校間の情報共有ができたため、速やかにケース会議等が開催され早期対応を行うことができた。

【事例2】 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

- ・ 校内において、刃物を持つなど攻撃的な行動が目立つ生徒に対して、学校がどのように対応していくかという相談がスクールソーシャルワーカーにあった。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、学校での情報収集や行動観察をはじめ、保護者への直接支援などをする中で、医療機関への相談を提案した。
- ・ その後、医療関係者、学校関係者、市家児相、市教委関係者等に本ケースをつなげ、ケース会議を実施する中で本人のアセスメントや、今後のプランニングを立案し、共通理解の上対応した。
- ・ さらにケース会議を継続して行い、役割分担を明確にし、対応の見直しを行うなど、保護者とともに改善に向けて取り組むことができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア スクールソーシャルワーカーが関わることで、不登校や家庭の問題等を抱えた子どもや保護者に対してこれまでよりも効果的な対応ができるようになった。
- イ ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、1つの事案を包括的にアセスメントすることができ、解決に向けての取組や手立ても多角的になった。また、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有することで、子どもを支援するための役割分担が明確になった。
- ウ スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、他機関との連携が取りやすくなった。
- エ スクールソーシャルワーカーから見立て等を学ぶことで、教職員の資質が向上した。

(2) 今後の課題

- ア 人材の育成や確保、研修会などによるスクールソーシャルワーカーのスキルアップをいかに図っていくかは大きな課題である。
- イ 配置型は成果を上げているが、派遣型では、単発の対応のため、なかなかスクールソーシャルワーカーの成果が学校全体に浸透しにくい。
- ウ 県の事業仕分けにより、2年ごとに配置市町を替えることとなった。平成23年度は新たな5市1町で本事業の1年目が開始されたが、2年目が最終年度であるため、2年間で成果を出さなければいけないことが今後の課題である。

三重県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小中高等学校において福祉的なアプローチの必要な事案や深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

平成23年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項等に基づき、県教育委員会事務局に4名を配置し、要請のある学校や県教育委員会が必要と判断した学校に派遣する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保
- ・ スクールソーシャルワーカーの力量アップのためにスーパーバイズ及び研修を実施
- ・ 生徒指導特別指導員（警察OB、教員OB）や指導主事、スクールカウンセラーを含めたチーム支援を充実

（4）勤務形態

1回7.5時間×年間（平均 123日）

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

（6）その他

- ・ 県教育委員会事務局に4名配置
- ・ 社会福祉（社会福祉士、精神保健福祉士）に関する資格、心理（臨床心理士）に関する資格、その他スクールソーシャルワーカーの職務に関する技能資格

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 指針の内容は、①スクールソーシャルワーカーの支援目的、②支援内容、③支援までの手続き、④三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について
- ・ 周知方法は、県教育委員会のホームページに掲載予定

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 学校や市町等教育委員会からのスクールソーシャルワーカーの派遣要請
- ・ 学校や市町等教育委員会の毎月の問題行動等調査の報告結果から指導主事が聞き取り等を実施
- ・ 生徒指導特別指導員（12名）の学校への要請訪問及び巡回

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ スクールソーシャルワーカーの業務に関連する研修会、研究大会への参加
- ・ スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員が関わった事例研究
- ・ 大学教授による年間4回のスーパービジョンの実施

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①その他

改善事例の概要

【対象児童生徒】高3女子A

【状況及び対応と経過】

授業中、Aの様子がおかしいことに教師が気づき事情を尋ねたところ、交際相手（成人）からの暴力被害が明らかとなる。しかし、本人が「別れたくない」、「親に言うと相手に文句を言いに行くと思うので話してほしくない」と話したことから対応に窮し、スクールソーシャルワーカーの派遣要請がなされた。

- ・ Aとの面接の結果、幼いころから自分の感情を押し殺し他者を優先し暮らさざるを得なかったこと、自分だけを見てくれる存在がいなかった過去などが語られ、適切な愛着形成が難しい環境にあったことが明らかとなった。また、精神的な不安定さが明らかとなり、医療機関へ繋げることも目標とされた。
- ・ ケース会議や管理職、教員へのコンサルテーションを通して、警察との連携、見守りの注意点などデートDVに対する知識を深め、Aを見守る体制を整えた。
- ・ 母親との面接を行い、デートDVへの理解を深め、Aを家庭で見守ることに協力を得ることができた。精神的な不安定さについても共有し、受診の付き添いを依頼した。
- ・ Aを支えている友人が疲弊しないよう担任、養護教諭、生徒指導主事らで友人たちを支える体制を整えた。

【結果】

交際相手との関係は継続しているが、保護者との連携後もAと教員らの信頼関係は大きく崩れることはなく、相談できる関係に落ち着いている。家庭での見守りも強化され、医療機関にも継続的に受診することになった。

事例2 ①不登校

改善事例の概要

【対象児童生徒】中3男子B

【状況及び対応と経過】

Bは母子家庭であり、小学校から不登校であった。小学校からの情報によると、母親の抱え込みが原因のようである。中学生になってからも不登校が続き、年に1、2回程度、外で友だちと遊ぶBの姿が確認されるが、ほとんど引きこもりの状態であった。昨年、担任が家庭訪問したところ、1度だけBと対面することができたが、それ以後家庭訪問を行っても一切誰も応じず、継続的なケース会議（学校、市教育委員会、児童相談所、子ども家庭支援室）は行われているものの、具体的な支援には至っていなかった。

- ・ ケース会議に出席し、本ケースは単なる不登校の事案ではなく、児童虐待の側面を孕んだ重篤なケースとして取り組む必要性を確認するとともに、Bの生活状況確認の方法や、母親の精神状態の把握などについて検討した。また、使えるリソースはないか検討した結果、保健所やBの親族が上げられた。
- ・ 児童相談所が警察と連携し確認を行ったところ、Bは家におり、終日ゲーム等で時間を費やしていることが分かった。学校は、Bとは別に暮らしているBの親族と連携し、適応指導教室へ通わせることが可能となった。

【結果】

適応指導教室に通うことで、市教育委員会や学校が、Bの状態を確認することができるようになった。Bは高校進学を目標に勉強に取り組めるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 福祉的なアプローチが必要な児童生徒、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、学校内外のネットワークづくりが進んだ。また、これらの過程の中で、教員個人が安心感や自信を持つとともに、教職員集団の連帯感が高まるなど心理的な効果が高まった。
- ・ 市町教育委員会や学校からの要望の増加に対応するため、平成21年度から毎年、年間勤務日数を増加し、平成23年度には前年度の1.3倍まで増やした。

(2) 今後の課題

- ・ 社会福祉士や臨床心理士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保

滋賀県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の問題解決を目指し、スクールソーシャルワーカーの持つ福祉的な支援方法を学校に取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

(2) 配置計画上の工夫

不登校等の課題の大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スクールソーシャルワーカーおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スーパーバイザーは指導主事とともに配置校および派遣を希望した学校を訪問し、児童の環境調整を図るための教職員・スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できる学校組織体制について指導助言する。

(4) 勤務形態

スクールソーシャルワーカー：1校あたり1回6時間、週2回、年36週

スーパーバイザー：1校あたり4時間程度

(配置校および派遣校の実情に応じた勤務形態となるよう、勤務日および勤務時間を指定する。)

(5) 職務内容

(スクールソーシャルワーカー)

- ・配置校における不登校児童および不登校児童が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ・配置校における校内チーム体制の構築、支援
- ・配置校における保護者、教員等に対する支援、相談、情報提供
- ・教職員への研修活動等
- ・配置校における不登校児童の状況把握
- ・配置校のある市町内の小学校における不登校事例に対する助言
- ・その他県が必要であると認めた職務

(スーパーバイザー)

- ・指導主事とともに配置校を訪問し、児童の環境調整を図るための教職員・スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行うとともにスクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できる学校組織体制について指導助言を行う。
- ・配置校および派遣校で実施されるケース会議の場において、課題のある児童等のアセスメント、支援策、関係機関との連携等について指導助言を行う。
- ・連絡協議会や研修会に参加し、指導助言を行うとともに、本事業の推進に努める。
- ・その他県が必要であると認めた職務

(6) その他

・人数：SSWR 8名（10小学校配置） SV 6名（42小中学校訪問）

・資格、人材

SSWR（社会福祉士 精神保健福祉士 保健士 養護教諭免許 中学校教員免許 教育カウンセラー）

SV（弁護士 社会福祉士 精神保健福祉士 教育カウンセラー）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

[内容]

- ・滋賀県が大切にしている考え方（スクールソーシャルワーク的視点とは）、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらい、本県スクールソーシャルワーカー活用事業の特徴、本県におけるスクールソーシャルワーク的 school 不応対支援事業の変遷

[周知方法]

- ・4月開催の第1回連絡協議会の場で周知（資料配布）

(2) 市町教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法）

・ 県教育委員会および市町教育委員会の指導主事が全てのケース会議に参加することにより、アセスメントとプランニングの意義を理解するとともにそのスキルを確実に高めることができた。その結果として多くの指導主事が自分自身の言葉でアセスメント・プランニングの意義やスキルを学校現場に発信できるようになった。この取組は学校現場と教育行政の一体感や信頼感を醸成することにつながり、学校にとっても安心感・信頼感が得られ、この事業を発展させていく上で大変重要なものになった。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

スーパービジョン研修会	事例検討会等を通じて、SSWrに対しての指導助言（年6回）
SSWr活用事業研修会	SSWr、教職員、市町教育委員会に対する指導助言（年3回）
SSWr活用事業連絡協議会	SSWr、教職員、市町教育委員会に対する指導助言（年2回）

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要

心理的虐待及びネグレクトによる不登校

・ この児童は小学1年から遅刻や漸続的な欠席があり、小学4年から行きしぶりが強くなり、担任への不信感を理由に不登校傾向になる。SSWrの介入で、要医療の母親が精神的に不安定となり子どもを心理的に囲い込む背景に、経済的な困窮課題もある事が明らかになり、虐待通告を行う。その後、SSWrの同伴のもと母親が困っていることを福祉機関や保健師へ相談でき、福祉制度の活用が図れ、母親の安心感につながった。学校には、被虐待の子ども支援を具体的に説明し、市の臨床心理士とも協働を図り、担任・支援員・コーディネーター・管理職等で役割分担をし、子どものエンパワーを強化した。子は母親の安定とともに学校適応が進み、班別で下校することもできるようになり、子どもの笑みが戻った。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要

中学1年の姉と小6の妹の不登校の連携ケース

・ 本児（妹）は、小学校4年頃より不登校傾向になる。姉は中学校進学の際より不登校となり、姉妹ともにかかわりを行う。SSWrの働きかけで、小学校でケース会議を開き、中学校との連携の必要性を確認し、小中連携のケース会議を行う。学校間の情報より、アセスメントの共有を図る。姉妹へのプランニングは、各校で行う。アセスメントより、姉妹への母親の不安定なかわりが見られることから、母親の面接を小中合同で行うことにした。母親へのかかわりを小中で連携することで母親の思いが共有でき、母親の姉妹への対応に変化が見られた。結果、本児（妹）の登校に変化が見られ姉の不登校も改善された。この事例より、小中の連携する事の重要性を感じた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・ 配置校、派遣校における不登校在籍率・人数は前年度から比較するとともに減少しており、効果的な支援となった。
・ また、年度末の事業担当者への振り返り（4段階による評価）によると、配置校では、SSWrへの評価はほとんどの項目で3.5以上の高評価であるものの、「学校全体への広がり」（2.7）と「児童・保護者へのSSWrの周知」（2.7）は低評価であった。また派遣校では、SSWSVへの助言に対する評価は3.8と高評価であるが、「学校全体への広がり」（2.8）と「全職員への事業説明」（2.5）は低評価であった。

SSWr関連校における不登校在籍率およびその人数

	H22	H23	増減
在籍率 (%)	0.85	0.79	-0.06
不登校児童生徒数 (人)	191	176	-25

(2) 今後の課題

・ 不登校児童生徒の状況が改善し上記の成果は見られるものの、各校の事業担当者に行ったアンケートより、配置校・派遣校ともに「学校全体への広がり」の項目の評価が低いという結果であった。学校全体へ広がりのある事業展開をしていくために、さらに工夫した取組が必要である。
・ スクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上、人材育成が必要とされる。

京都府教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒に基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援する。

(2) 配置計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

○校内組織に位置付けるとともに、コーディネーターをおいて連絡調整を行いながら取組を進める。

○市町教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会を実施している。

○スクールカウンセラーとの連携、小中学校間の連携を図り、情報共有を進める。

(4) 勤務形態

《小学校》非常勤講師 週27時間（年間）

《中学校》非常勤職員 週2回 1回6時間（年間35回）

(5) 職務内容

○児童生徒・学校へ

①学校内におけるチーム体制への支援 ②SSWの視点や方法を提供 ③児童生徒との相談・指導

④教職員への支援・相談・情報提供

○家庭へ

①保護者等との相談 ②社会福祉サービスや制度の紹介

○地域社会・関係機関へ

①個々の事例について検討会議 ②関係機関等とのネットワーク構築、継続的な連携の支援

③幼保小連携、小中連携 ④地域連携、ネットワークづくり

(6) その他

《小学校への配置》教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者を20小学校に配置している。

《中学校》社会福祉士等、社会福祉に関する専門的な知識を有する者を18中学校に配置している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

○配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに周知する。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

○相談体制を確立し、ケースへの対応、アセスメントに関すること、制度や活動に関すること、連携先に関することなどに応じて支援できる体制を構築している。

○活動報告書を作成・交流し、各校のSSWの活動が充実するように努めている。

○担当者会議を行い、取組や成果・課題を共有し、それぞれの担当者のコーディネート機能が充実するようにしている。

○学期ごとに活動記録の提出を求め、必要に応じて担当指導主事と連携をとって円滑な事業運営が行われるようにしている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

○スーパーバイザーを配置し、配置校巡回相談でケースへの対応を行ったり研修会で活動や連携の在り方等について講演を行ったりしている。

○個々のケースについては、メールや電話を活用して、極めの細かい指導やアドバイスが受けられるような体制をとっている。

○研修会（年4回：5月、10月、3月）を持ち、効果的な活動が展開されるように交流協議を行ったり、事例研や講演を持ったりしてスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ③暴力

改善事例の概要

- 外国籍の実母と内縁の男性と生活をしている。家庭内で両親から暴力を受けることはないが、入学当初から他の生徒への暴力行為が見られた。
- 担任と学年担当教員、SSWとでケース会議を行い、暴力事象に関する対応、本人への対応、母親への対応等について指導の方向性等を検討した。
- 暴力行為に対しては担任を中心に当該生徒の思いを聞きながら、他者との関わり方について指導した。また保護者の了解の上、SCによるカウンセリングを行った。母親についてはSSWが面談して、養育や仕事の事など母親の悩みや思いの相談に応じた。
- 市の社会福祉課と子育て支援課ともSSWが中心になって連携し、情報を共有するとともに母親の就業や資格取得についても支援体制をつくり対応した。
- 暴力行為について反省することができた。カウンセリングや指導を継続していく必要がある。
- 学年担当教員やSSW、市の福祉関係各課との連携体制を作り当該生徒の思いを聞き、母親の支援を行うことができた。

【事例2】 ①不登校 ④児童虐待（ネグレクト）

改善事例の概要

- 母子家庭・生活保護家庭で母親の養育態度は不十分である。学校にはほとんど登校せず弟の面倒をみている。家庭訪問しても母親と会うことは難しい。
- 担任教師、教育相談部、SSWによるケース会議をもち情報収集と共有を図るとともに、今後の対応について協議した。
- 児童相談所や関連教育機関、福祉関係課と連携してケース会議を開催して、本人の安否確認、学習機会等の保障を検討した。
- ケース会議の方針を受けてSSWとケースワーカーが連携して、母親に本人の登校と兄弟の保育園入園を働きかけた。
- 結果、本人の不登校状況は少し改善し、兄弟の保育園入園も実現した。しかし、母親の就業など課題は残っており、関連機関との連携しながら取組を進めて行く必要がある。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- SSW一人当たり約170人の校内教職員と連携し、ケース会議を年間平均約50回程度開催するなど、校内教員をはじめ教育関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。特に管理職やSCとの連携が増加するなど課題解決が難しいケースについて取組が進められ、全体の40%弱のケースが解決ないし好転した。

(2) 今後の課題

- スーパーバイズを活かしたSSWの資質向上と、SSWを効果的に活用するための校内体制の強化をとおして、ケース会議を充実させ、課題解決にあたる必要がある。

大阪府教育委員会

1 スクールソーシャルワーカー（SSW）の人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) SSW配置の主な目的

○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育現場に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、学校及び児童生徒の状況に応じた関係機関との連携に関するコーディネートを行う。

(2) 配置計画上の工夫

○府教育委員会から、各市町村教育委員会へ派遣。各市町村の所管小中学校の状況等を踏まえ、活用方法(※)を決定する。

(※)配置型…あらかじめ指定した学校に配置 派遣型…生じた事象に応じて随時市町村教育委員会から学校に派遣
巡回型…配置された域内の学校を定期的に巡回 拠点校型…特定の学校を拠点に、必要に応じて他の学校を担当

○毎年度の公募審査によるSSWの資質の維持向上

(3) SSWを効果的に活用するための方策

○府教育委員会…府内全体の活用状況を把握し、市町村共通の課題と固有の課題を見極め派遣計画等の対策を練る。計画的な研修・連絡会及びSV[(5)③参照]機能をいかしたSSWの資質向上や市町村教育委員会指導主事への助言。

市町村における緊急事案等に対し、スクールカウンセラーとの連携による、それぞれの専門性を活かした効果的な支援。

○市町村教育委員会…学校におけるSSWの支援効果を具体的に把握し、より効果的な活用について学校へ助言。市町村ネットワークをいかし、学校と役割分担し関係機関との直接連携等を実施。

(4) 勤務形態

○SSW…1市町村あたり年間10～35回程度(1回6時間)、チーフ・SSW[(5)②参照]やSVは市町村教委の要請に応じ随時派遣。

(5) 職務内容

○3層構造による状況に応じたきめ細かな対応

①SSW/19名…活動範囲：担当市町村

- ・福祉的視点をいかした教職員に対する研修
- ・ケース会議における福祉的視点によるアセスメント・プランニング
- ・関係機関と学校との連携に関する連絡調整
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・ケース対応における教職員等とのチーム支援
- ・府教育委員会が主催する研修会等への参加

②チーフ・SSW(C・SSW)/7名…活動範囲：担当地区(1地区：3～8市町村)

[日常支援]・福祉的視点をいかした管理職等に対する研修

- ・SSW活用に関する市町村教育委員会への助言・調整
- ・SSWの専門性向上に向けた連絡会の企画・調整

[緊急支援]・市町村問題解決チームへの福祉的視点をいかした支援

- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザーとの連携
- ・関係機関と市町村教育委員会・学校との連携に関する助言・調整
- ・管理職・教職員に対する相談・助言
- ・SSWの活動全般に関する相談・助言

③スーパーバイザー(SV)/4名…活動範囲：全市町村(41市町村)

[日常支援]・SSWの専門性向上に関する年間計画の企画・調整

- ・事業の円滑な運用に関する助言・調整

- ・C、SSW活動全般に関する相談・助言
- ・福祉・心理・司法・教育の専門性をいかした相談・助言

[緊急支援]・専門性をいかした市町村問題解決チーム育成への支援

- ・専門性をいかした管理職に対する相談・助言

- ・C、SSW、SSWの活動全般に関する相談・助言

(6) その他 SSWの有する資格…社会福祉士、精神保健福祉士、心理に関する資格等(複数の資格を有する者を含む)

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)の策定とその周知方法について

○これまでの活用事例の実践をまとめた「SSW活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し市町村におけるSSWの活用促進を図っている。

○年度当初より、事業関係者(市町村教委・全SSW)に各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともにケース会議の実施回数等、進捗状況を月ごとに把握している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について(各学校のニーズの把握方法等)

○府教育委員会連絡会(毎月1回)の実施…対象：市町村教育委員会及びSSW

○SSW活動に関する毎月の活動報告の収集と分析

○C・SSW会議での市町村教育委員会及び学校のニーズの把握

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

○状況に応じたSSW活用に関する市町村教育委員会への助言

○SSW・SV等によるSSWへの計画的研修での事例検討

○社会福祉士、臨床心理士、弁護士、大学教授、元家庭裁判所調査官等、多職種のSSW・SVによる多面的な専門的助言

○地域の実情に応じた福祉サービス等の助言や市町村教育委員会との連携についてのC・SSW等によるOJT

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ④児童虐待（ネグレクト）

改善事例の概要

小4女児。家族構成は、本児・父の父子家庭である。小3時の両親の離婚を機に、欠席が急増した。部屋は衣類が脱ぎ散らかされ、布団やごみが散乱し、台所には汚れたままの大量の食器が積まれている。無断欠席や忘れ物も多く、朝食も食べていない様子。担任等が迎えに行き、登校した時も保健室で横になっていることが多い。父は夜勤が多く、生活が不規則である。離婚した母は、弟(小2)を連れ実家で児童の祖母、叔母と暮らしている。

これまで数度、両親と話し合ったが一向に変化が見られず、話し合いの場を設けることも徐々に困難になってきていた。父にどのように働きかけ本児をいかに支援できるか、他機関との連携も含め、支援の方向性を見出すことが困難であった。

そのため、SSWが参加するケース会議をもとに、担任等の持っている情報を整理し、児童・家族への理解を深め支援計画を作成してケース会議を実施し、教員が支援計画のもと役割分担し、家庭訪問や関係機関との連携を進めていった。担任と養護教諭は家庭訪問や保健室対応を継続し、本児を精神的に支え、掃除など生活スキルの獲得を支援した。父と話をする機会は何とか得られたが、在宅支援サービスの利用は受け入れられず、本児との生活の展望が見えなかったが、支援を続ける中で、叔母と出会うことができ、本児の生活状況を伝えることができた。

生活指導担当の教員は、家庭児童相談室と連携する中で、過去に弟が幼稚園に行けず、食事も満足にとれなかったこともわかり本児についても管理職より、虐待通告を行った。

しかし、父の養育状況に変化も見られなかったため、本児が安心して生活できるように、叔母の協力も得ながら、父母間での話し合いを勧めた。本児は祖母宅から登校しはじめたことで、保健室を利用しながらも、教室で過ごすようになるなど学校生活においても変化が見られた。

結果的に本児は転校し、母と生活することになったが、本児の安定した新生活のためにSSWも協力し、転校先の小学校・関係機関とも丁寧な引継ぎを行った。

【事例2】 ⑩発達障がい等に関する問題

改善事例の概要

中1男子。家族構成は、本人・母・姉(専門学校生)であり、祖母が近くに在住し行き来もある。小学校高学年時に広汎性発達障がいと診断され、中学校入学後は、他の生徒や教員への暴言・暴力、授業妨害が続き、周囲の生徒や保護者からの苦情が学校に寄せられていた。学校は本人の状況を母に伝えるが、あまり協力は得られなかった。本人に知的な遅れはなく、支援学級には在籍していない。

学校は、本人のトラブルを未然に防ぎ、落ち着いた学習環境を確保するために、SSWが参加するケース会議をもとに、教員間の情報の整理と共有を行い、ケースの見立てと支援方法の検討を行った。

母は、数年前に離婚し、仕事が忙しく深夜遅くに帰宅する。学校からの連絡もつきにくく、本人が広汎性発達障がいと診断された後も受診させないなど、本人の状況についての理解が不十分であった。姉もアルバイトに忙しく、帰宅は遅い。本人は中学校入学による環境の変化で不安定となり、他生徒や教員に対する不適切な関わり、暴力、授業妨害等を行っていた反面、家庭では、身の回りのことは自分で上手にこなし、夕食を一人でもとることも多かった。祖母は行き来はあるが、母や本人との関係はあまり良くはないということがわかった。

その上で、まずは本人が安心できる居場所を校内に確保すること、母をSCにつなぎ、母の相談相手となり、母に本人への関心を持ってもらい、受診につなげることを目指した。SCが、母のカウンセリングを行う中で、本人の受診を勧め、校長も母と祖母と話し合いを持ち、医療機関受診について理解と協力を促し、児童相談所への相談も勧めた。このことから医療機関にもつなげ、服薬も開始した。夏休みの終わり頃、本人は他生徒とのトラブルをきっかけに「学校に行きたくない。」と訴え、主治医も「自宅療養が必要」と診断し、2学期は登校せず、担任・支援担任・支援人材が交代で家庭訪問を行い、本人との信頼関係の構築に努めた。本人は、2学期の終わりには、学校復帰への意欲を見せたが、教育センターの適応指導教室への通所は気が進まず、終日家で過ごすことに退屈しはじめていた。3学期を迎えるにあたり、教頭の提案で始まった「夜間登校」に本人が興味を持ち、色々な教員がかかわり、本人の得意な料理や音楽などの活動を一緒に楽しむことで、本人も自信をつけ、教員も本人の特性や長所についての理解を深めた。

この間、SSWによる定期的なケース会議を重ね、担任を支え、学校全体で支援体制を組む事ができるようになり、今後も医療機関との連携を行い、卒業後も進路選択や自立に向けて支援する事ができる機関として児童相談所につなげていく。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○H23年度のSSW活用事業における派遣学校数のはべ数で1,116校となり、ケース会議の定着もすすみ、SSW参加の会議はH17年度の422回から、H23年度は931回と約2倍以上開催されている。新規対応ケース数も417件(H17)から1,040件(H23)となり、これまで学校だけで対応してきたようなケースにおいても関係機関等との連携に繋がっている。このような成果から、市町村単費でSSW事業を行っている市町村はH23年度で19市町村(46%)と、府をモデルとした取組みが進んでいる。

(2) 今後の課題

○多様化・複雑化する問題行動や児童虐待等への対応については、SSWの効果的活用とともにSSWの資質向上が府教育委員会における大きな役割である。そのためには、SV機能を充実する必要がある、これまでからのスタッフである弁護士、臨床心理士や社会福祉士に加え、管理職経験者や警察官OBの専門性も必要となってきている。

○市町村独自のSSW事業が増加し、府SSWが市町村単費のSSWとしても活動するようになってきている。このような中でSSWには地域独自の福祉サービスの知識、学校組織の特性や教員の役割を多面的に理解し、効果的なプランニングを行うことができる資質が求められており、市町村教育委員会におけるSSW活用への人材確保が課題である。

兵庫県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 児童虐待への対応
- ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携強化

(2) 配置計画上の工夫

- ・ 学校からの要請により派遣する方式であり、県内全域をカバーするために県内に6つある教育事務所全てに1名ずつ配置する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 「学校支援チーム」のメンバーとして位置付け、チームで学校を支援する体制を整える。
- ・ 「学校支援チーム」は、他に学校OB・警察OBを常駐させ、必要に応じて、精神科医を加える。

(4) 勤務形態

- ・ 週29時間勤務

(5) 職務内容

① 児童虐待への対応

- ・ 児童虐待に係る児童生徒の最適処遇の検討並びに関係機関への紹介
- ・ 児童虐待に係る課題を抱える学校・学級運営等の在り方に係る相談・支援
- ・ 各学校の状況把握、関係機関、市町及び地域からの情報収集
- ・ 児童虐待に係る事例分析
- ・ 児童虐待を受けた児童生徒の支援
- ・ 研修会等の講師

② 学校と家庭・地域や関係機関との連携強化

- ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携方策等に関する助言
- ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携のための調整・連絡

(6) その他

- ・ スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者とする。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 活動方針等に関する指針となる「SSWの効果的な活用のために」を策定。県内の教育事務所・教育振興室、市町組合教育委員会及び各学校へ送付し、SSWの効果的な活用を図っている。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 学校訪問や教育委員会訪問等を行い、学校や地域の実態把握、問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題行動等が起こった場合には、スクールソーシャルワーカーが学校緊急会議やケース会議に参加し、学校や家庭を支援する。
- ・ 全県小中学校生徒指導担当教員等研修会を年1回開催し、学校支援チームのメンバーを紹介するとともに、その活動についての周知を図る。
- ・ 各地区において地区別生徒指導研究協議会を開催し、学校支援チームの活動報告を行ったり、スクールソーシャルワーカーが講義を行ったりすることにより、周知を図る。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ SSW 連絡協議会の実施（年1回）
スクールソーシャルワーカーの資質及び指導力の向上を図るとともに、情報交換を行い、今後の学校への支援の充実を図る。
- ・ 学校支援チーム・高等学校問題解決サポートチーム等連絡協議会の実施（年1回）（全教育事務所連携）

これまでの活動の成果と課題について情報交換を行い、児童生徒の問題行動への未然防止や早期対応、早期解決に向けた対応等の今後の活動の充実を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ②不登校

改善事例の概要

中1の女兒、小5の1学期頃より不登校。学校には、送迎により月数回、気分登校（別室）する程度。母は数年前より精神不安定な状態で、学校と良好な関係を築き難い状況にあったことから、学校長がスクールソーシャルワーカーに相談。担任教諭等とは会話も交わし、スポーツも好きで学力もやれば身につく力は持っているようだが、自分の意にそぐわない事を言われたり、思うような結果が得られないと拗ねてしまう。依頼時より、スクールソーシャルワーカーが学校と母との緩和役として、母の妄想や思い込み（統合失調症の症状）による学校への不満や苦情を傾聴。中学校入学前後にも適宜ケース会議が開かれ、関係機関と共に本生徒への支援について話し合いを重ねた。母も本生徒の将来について「何とかしたい。」と言う気持ちが生まれてきた。併せて、親族の一人が現実的な協力を始めたことで、適応指導教室への参加ができ、状況が改善した。

【事例2】 ④児童虐待

改善事例の概要

母親からの心理的虐待の疑いを背景にもち、友人関係も構築できずに自傷行為を繰り返す女子生徒について学校がスクールソーシャルワーカーに相談、中学校とSCより詳細な聞き取りを行った結果、母親の本生徒に対する暴言や行き過ぎた対応などから、虐待疑いとして通告を助言する。通告後、要保護児童対策地域協議会が開催されることとなる。会開催までに、事前に、病院のカウンセリング内容について問い合わせを行うことなどを学校へ提案するとともに、母親の精神的不安の一因である地域からの疎外感を軽減するため、母親への日常的な声かけを主任児童委員へ依頼した。要保護児童対策地域協議会（学校、市教育委員会、児童相談所、こども家庭センター、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー参加）では、本生徒は医療機関に繋ぐ必要があるとの方針が決定される。母子が信頼している病院のカウンセラーから受診を勧めてもらうことが望ましいとされ、家庭児童相談員とスクールソーシャルワーカーとで、病院のカウンセラーに依頼。結果、本生徒は医療機関に繋がることとなった。中学校がスクールソーシャルワーカーに相談したことによって、福祉部局との協働による多面的なサポートのネットワーク体制が構築され、自傷行為は落ち着きをみせた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ ケース会議などの支援等について、様々な専門性を持つメンバーがチームとして対応するため、より効果的な支援が可能となっている。
- ・ 児童虐待に関する問題が増加している中で、学校現場ではスクールソーシャルワーカーと連携して児童虐待等の問題を解決しようとする意識が高まっている。

＜スクールソーシャルワーカーへの相談件数＞（H23年度）

面接相談件数	1,463
電話相談件数	119
児童虐待相談件数（内数）	141

(2) 今後の課題

- ・ ネットワークの構築、連携・調整等コーディネイトを主な役割としていることを、スクールソーシャルワーカーは、その活動を通して、各学校に周知を図るとともに、関係機関と連携した取組が学校に求められていることを継続して啓発していく必要がある。